



SDM-Japan
Japan Network of Supported Decision Making

一般社団法人
日本意思決定支援ネットワーク



2024年度 事業報告書分冊

意思決定フォローシステム 運用マニュアル

～豊田市モデル事業での実践を踏まえて～



Supported by



目次

I	はじめに	～本マニュアルの使い方について～	P3
		～名称表記と各主体の役割・機能について～	P4
II	エピソード		P6
III	事例紹介		P15
		豊田市意思決定支援モデルプロジェクトにおける実施フロー	
1	利用相談		P15
2	事前説明		P16
3	受付／登録		P17
4	マッチング		P18
5	契約（赤の事業所が本人の金銭管理等を行う場合）		P19
6	フォロー活動開始前説明		P20
		＜コラム＞各主体への協力をお願いする場合の留意点について	P21
		豊田市 福祉部 よりそい支援課 安藤 亨氏・竹下貴子氏	
7	赤・青・緑の各主体の活動について		P22
	(1) 生活基盤サービス事業者（赤）		
		＜コラム＞フォロワーシステムが事業者の視点も変えていく	P24
		社会福祉法人旭会 特別養護老人ホームくらがいけ 施設長 三井克哉氏	
		社会福祉法人 無門福祉会 障がい者支援施設むもん 施設長 阪田征彦氏	
	(2) 意思決定フォロワー（青）		P25
	(3) 権利擁護支援委員会（緑）		P27
	ア 事務局		P27
	イ 権利擁護支援専門員（金銭管理担当）		P28
	ウ 権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）		P29
		＜コラム＞当事者と共に歩む意思決定支援	P32
		～アドボケイト活動を通じて当事者目線で感じたこと～	
		心の病、生きづらさを抱えた人々の活動団体 あいあらつく 代表 大瀧英樹氏	
エ	合議体		P34
		＜コラム＞権利意識を持った当事者に	P36
		権利擁護支援委員会の委員として参加してほしい	
		特定非営利活動法人 ユートピア若宮 理事長 木本光宣氏	

目次

IV	フォロワーシステムを地域で構築するための5つのステップ	P37
ステップ1	地域の実情を把握する（ニーズアセスメント）	P37
ステップ2	事業の目的と目標（目指す効果）を明確にする	P38
ステップ3	事業の目的と目標を立てる	P39
ステップ4	フォロワーシステムを機能させるために必要な各主体への研修・ 活動継続支援等を実施する	P41
	（1）フォロワー導入講座	P41
	（2）フォロワー実践講座	P43
	（3）フォロワー面談	P43
	（4）支援者向け意思決定支援研修	P45
	（5）意思決定支援スキルアップ研修	P46
	（6）独立アドボケイト養成講座	P47
ステップ5	フォロワーシステムの実践に係る評価を行う（効果検証と改善策の検討）	P51
V	資料集	P54

I はじめに ～本マニュアルの使い方について～

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）は、豊田市・日本財団と三者連携協定を結び、3か年の「豊田市地域生活意思決定支援事業」を試行しました。この事業は、厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」テーマ2を用いて、その趣旨について具体的に取り組んだものと位置づけられます。

試行は2024年度をもって終了しますが、結果として私たちは権利擁護支援と意思決定支援にとって重要な機能と仕組みを「フォロワーシステム」として構築し、一定の成果を得ることが出来ました。成果の一端については、弊法人の関連ページ（※1）や日本財団助成事業報告書（※2）などで報告しましたのでご覧ください。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（2025年3月7日、成年後見制度利用促進専門家会議）によれば、今後は「市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成」などが必要であると指摘しています。私たちは、そのような趣旨に沿い、より良く実現するための効果的な方法として、このフォロワーシステムを提案します。

2025年より私たちは幾つかの取組団体（自治体・社会福祉協議会・社会福祉法人）と連携しながら、このシステムを展開していくとともに、さらに多くの組織がこのシステムを採用いただくべく取り組んでいきます。

このマニュアルは、各取組団体がフォロワーシステムを進めていくための参照資料となるよう作成しました。しかしまだ検証・整理すべきこともあるため、まずは第1版としてご覧いただければと思います。今後さらに使いやすく改訂していく予定ですが、さしあたり本書については以下のような点に留意してお使いください。

1. 「フォロワーブック」とともに使ってください。

フォロワーシステムについて全体を把握するためには、先ず小冊子である「フォロワーブック」を参照することをお勧めします。それが概要をつかんだところで、このマニュアルを読んでいくと、より詳しい情報を得ることが出来るでしょう。

2. マニュアルの初版としてお読みください。

上述のとおり、今後さらに改訂をしていきます。不十分なところや改善すべきところがあればお知らせいただけますと有り難く存じます。

3. 豊田市の実践例と一般的な説明で構成しています。

本書は豊田市での実践に基づき、整理・作成されています。行政的な手続きや文書の様式例、実際に関わった方々の体験談などは、豊田市の多くの方々にご執筆いただきました。試行事業では、豊田市よりそい支援課、豊田市社会福祉協議会、ならびに関与された社会福祉法人のみなさまや権利擁護支援委員会のみなさまに丁寧を実施いただいています。本書を読まれる際には、ひとつの例としてご覧いただき、自分たちが行う場合はどうするかをご検討いただければと思います。

それ以外の部分は、日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）が一般的なシステムの提案として取り組み方を説明しています。今後はさらに複数の実施例を加えつつ、拡充・充実させていきます。

なお本書は2024年度日本財団助成により作成されました。記して謝意を表します。

※1 <https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects>

※2 日本財団CANPANにて公開

<https://fields.canpan.info/organization/reports?id=1144704770>

I はじめに ～名称表記と各主体の役割・機能について～

1. プロジェクトの名称

(1) 豊田市の表記

豊田市地域生活意思決定支援事業

(国：持続可能な権利擁護支援モデル事業テーマ2：簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組)

(2) 日本財団助成上の表記

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

(3) 豊田市・日本財団・SDM-Japan共通表記

意思決定支援モデルプロジェクト

2. 実施主体及び赤・青・緑の各主体の表記（豊田モデルの場合）

(1) 豊田市

- ①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、
- ②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

(2) 赤の事業者（生活基盤サービス事業者） ※国表記：日常的金銭管理サービス 本人の意思に基づく生活の実現に向けた

- ① 日常的な金銭管理支援、② 利用料等支払い支援

(3) 青のフォロワー（意思決定フォロワー／意思決定支持者）※国表記：意思決定サポーター 定期的な訪問（月2回程度）、本人らしい生活の基盤となる本人の意思決定の後押し

(4) 緑の委員会（権利擁護支援委員会）※国表記：監督・支援団体

- ① 事務局（豊田市※一部は成年後見支援センター業務として）
 - 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者の相談・月次報告の対応
- ② 合議体（当事者・市民後見人・高齢福祉支援者・障がい福祉支援者・弁護士）
 - 毎月定例協議（活動・支援確認、金銭管理監督担当の専門員の選定など）
- ③ 権利擁護支援専門員（弁護士・司法書士・ピアサポートなど）
 - 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
 - 金銭管理監督担当：四半期ごとの金銭管理の状況確認
 - 意思決定支援（アドボケイト）担当：本人意思との相違・支援の疑義が生じた際の対応

3. フォロワーシステムにおける主体の追加表記

(1) アドボケイト（独立アドボケイト）

ア) フォロワー支援専門員

※豊田市では、権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）として活動

定期的なフォロワー面談と権利擁護支援委員会への報告書提出を通じて、フォロワーの支持者としての姿勢を維持できるようサポートする（活動継続支援）。

イ) フォロワーシステムに係る独立アドボケイト（FSIA）

個別の課題に対して権利擁護支援委員会からの派遣要請を受けて対応。独立した立場から本人、関係者に接触し、アドボケイトの所見を含む報告書の提出、会議参加等を行う（独立調査活動）。

(2) SDM-Japan ※豊田モデルでは、豊田市・日本財団との三者連携の主体として活動。 フォロワーシステム構築のためのアドボカシー機関。主として以下の活動を行う。

- ①立案・運営補助（コンサルテーション）
- ②研修運営・研修講師養成・派遣
- ③独立アドボケイトの養成・派遣
- ④独立評価者の養成・派遣

分類	国(政府)表記	豊田市モデルの表記と役割・機能	フォローシステム(SDM-Japan) 表記と役割・機能
実施主体	自治体(市町村)	豊田市 :①事業の実施(フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用) ②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援	自治体・社会福祉協議会・社会福祉法人その他 :事業実施主体(事務局)がフォロワーを育成し、フォロワーが独立アドボケートによる活動継続支援を受けて、支持者の立場を維持しながら活動できるよう調整を行う。
赤	日常的金銭管理サービス	生活基盤サービス事業者 :本人の意思に基づく生活の実現を支える支援 ① 日常的な金銭管理支援 ② 利用料等支払い支援 ③ 生活支援全般(介護・就労支援など)	(実施主体、委託元の表記、役割・機能に合わせる) :本人の生活基盤を支える、本人の意思決定に対する影響力のある存在(必ずしも金銭管理支援を前提としない。) 介護・福祉サービス等提供事業者、金銭管理支援事業者高齢者等終身サポート事業者、成年後見人等
青	意思決定サポーター	意思決定フォロワー/意思決定支持者 :本人らしい生活の基盤となる意思決定の後押し - 定期的な訪問(月2回程度) - 本人の希望や意思を支援し、事業者との関係を調整	フォロワー(支持者) :本人の意向、選好や価値観に根差した意思決定を支持し、応援する存在。以下の4つの行動指針に基づいて活動する。 ① 本人のwish(希望・願い)やコミュニケーションを、広げる・深める ② wish(希望・願い)や主張を本人が言う・主張するのを手伝う ③ 本人のwish(希望・願い)や主張をマイクやスピーカとして伝える ④ 本人のwish(希望・願い)・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する
緑	監督・支援団体	権利擁護支援委員会 :支援の監督・調整機能(中立的立場)	(実施主体の表記に合わせる) 自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。
		① 事務局(豊田市、豊田市社会福祉協議会) :フォロワー・事業者の相談窓口、運営の管理	①事務局(実施主体+SDM-Japanの共同運営)
		② 合議体(当事者・市民後見人・高齢福祉支援者・弁護士) :意思決定支援や金銭管理監督の協議・調整	②合議体(当事者+福祉専門職+司法専門職+実施主体が指定する者) :一定の中立性を保ちながら、赤に助言・監督するとともに、青を支援する存在。赤の大きさによって体制や権限が異なり、事務局のみ(Aプラン)/事務局+合議体(Bプラン)/事務局+合議体+専門員(Cプラン)が想定される。 赤の影響が大きい場合には、Cプランを選択肢、合議体には法的介入・ADR機能を、専門員には調査権限を付加し、相互牽制機能を強化することをもって支援付き意思決定(意思決定支援)を確保する。
	③ 権利擁護支援専門員(金銭管理担当/意思決定支援担当) :本人の権利擁護、フォロワー・事業者の支援、金銭管理の監督。弁護士・司法書士・ピアサポートなど)	③独立アドボケート(フォロワー支援専門員及びFSIA(フォロワーシステムに係る独立アドボケート)) :フォロワー支援専門員は、フォロワー面談と報告書提出を通じて、フォロワーの支持者としての姿勢を維持できるようサポートする(活動継続支援)。 FSIAは独立した立場から本人、関係者に接触し、アドボケートの所見を含む報告書の提出、会議参加等を行う(独立調査活動)。	
独立機関			SDM-Japan フォローシステム構築のための ①立案・運営補助(コンサルテーション) ②研修運営・研修講師養成・派遣 ③独立アドボケートの養成・派遣 ④独立評価者の養成・派遣

Ⅱ エピソード

「君の隣で、願いを聴き、ともに歩む —新米フォロワーの一年」

※これは、フォロワーが“地域の中の存在”として、本人の意思を支え続ける関わりの一例です

第一章 はじまりの戸惑い

春のやわらかな風が吹きはじめた頃、私はフォロワー候補者として初めてグループホームを訪れた。

今日お会いするのはAさん。30代の男性で、知的障害がある。権利擁護支援委員会の事務局職員から聞いていたのは「静かで、あまり自分から何か言うことはない人」ということだった。実際に会ってみてもそのとおりだった。

事務局職員から私とAさんをそれぞれ紹介してもらい、最初は一緒に話を進めてくれていたが、しばらくするとAさんと私は二人きりになった。「こんにちは」と声をかけても、小さな声で「こんにちは」と返ってくるだけ。

フォロワー導入研修では研修パートナーさんと楽しく話せたのに、Aさんとは何を話せばいいのだろう。どうやって関係を築けばいいのだろう。と少し不安になった。【①】

「私たちもサポートしますから大丈夫ですよ。」との事務局職員の声がけもあり、面談後にAさんのフォロワーになることを承諾した。後で聞いたら、Aさんも私がフォロワーになるということの良いという返事だったようだ。良かった。【②】

最初の数回は、ただ一緒にお茶を飲んで、少し世間話をして、沈黙が続く時間も多かった。そんな自分に不安を感じて、定期面談のときに、アドボケイト（フォロワー支援専門員）のBさんに相談した。【③】

「焦らなくて大丈夫ですよ。Aさんが話したくなるまで、そばにいることが大切です。」

その言葉に救われた。無理に盛り上げようとしなくてもいい。ただ、Aさんが安心できる存在になること。それが、フォロワーとしての最初の役目なのだと、少しずつ実感していった。

ある日、Aさんの部屋に案内してもらったとき、ふと目に入ったのは、アニメキャラクターのキーホルダーが並んでいる棚だった。

「これ、好きなんですか？」と尋ねると、Aさんは少しだけ、うん、と頷いた。

その表情が、ほんのわずかに柔らかく見えた。私は、報告書にもAさんのそのときの仕草を記録し、アドボケイトにも報告した。【④】

「Aさんが良ければ、そのキャラクターが好きになったきっかけや好きなポイントを聞いてみても良いかもしれませんね。Aさんにとって大切な存在に関する対話を通じて、Aさん自身の好き・嫌いや価値観に少し近づけるかもしれません。」

少しずつ、Aさんに会うのが楽しみになって来ている自分がいた。

該当箇所：【①】P41 フォロワー導入講座に関して

【②】P18：マッチングに関して

【③】P29：アドボケイト（フォロワー支援専門員）に関して

【④】P26：フォロワー活動報告に関して

第二章 願いの芽生え

春が終わり、梅雨の季節が近づく頃だった。いつものようにグループホームを訪れ、何気なく会話をしていたとき、Aさんがぼつりと呟いた。

「...ショッピングセンターで...イベント、あるって...」

「イベント？」

「...あのアニメの...グッズ...」

初めて、Aさんの口から“やりたいこと”が聞こえた気がした。私は嬉しくなって、「行きたいんですか？」と聞いた。

けれどAさんは、すぐに目を伏せて、
「でも...無理だから...」と小さく呟いた。

詳しく聞いてみると、ショッピングセンターは人が多いし、移動も大変だし、支援者さんに迷惑をかけるのではと心配している様子だった。

「Aさんから職員の人にお話してみますか？心細いなら、私もそばにいることもできますよ。」

「うん...言ってみようかな。一緒についてきてくれる？」

Aさんは、グループホームの職員Cさんに、自分の思いを伝えた。私も、Aさんがとてもそのアニメキャラクターが好きで、いつもその話題になることをAさんの許可を得て伝えた。【⑤】

Cさんは、関心を示していたものの、「安全面を考えると難しいかもしれませんね...お金のこともありますし...。」という反応だった。

Aさんもその空気を察してしまったのか、次第にその話を口にしなくなってしまった。

「どうしたらいいのかな...」

私はまたアドボケイトのBさんに相談した。

「それなら、私から権利擁護支援委員会に相談してみませんか。Aさんが表出した希望についてどのように向き合っていくか、みんなで考える場を作ってもらうのも一つですね。」【⑥】

初めて聞く、委員会への相談。自分に何ができるのか不安もあったけれど、もしかしたら、Aさんの「無理だから...」が「やってみたい」に変わるかもしれない、そんな期待が心に芽生えた瞬間だった。

該当箇所：【⑤】P25：フォロワーの行動指針に関して

【⑥】P34：権利擁護支援委員会（合議体）の機能に関して

第三章 みんなで考える

夏が近づく頃、Aさんの「ショッピングセンターのアニメイベントに行きたい」という思いを受け、権利擁護支援委員会が動き出した。「Aさんの希望をみんなで考える場をつくりましょう」と、委員会からも提案があり、Aさんの支援調整会議が開かれることになったのだ。

当日は、グループホームの職員Cさん、就労移行支援施設のスタッフDさん、地域のボランティアEさん、同じ障害があり遠出の経験が豊富なピアFさん、アドボケイト（本日はフォロワーシステムに係る独立アドボケイトの立場）のBさん、そしてフォロワーの私とAさんが集まった。

会議の進行役は、相談支援専門員のGさん。意思決定支援ガイドラインに基づく研修を修了し、中立的な立場でファシリテーターを務める。【⑦】

「今日は、Aさんが望んでいることについて深めたり、協力できることについて、みんなで考える場です」と、Gさんが静かに話を始めた。「何ができるか、何をどう進めていけるか、一緒に考えていきましょう。もちろん、Aさんの気持ちや選びたいことを大切に進めていきます」

Aさんは少し緊張した様子だったが、ボランティアのEさんが優しく声をかけた。「よくイベント行くんですけど、混雑してる場所でも工夫すれば大丈夫なこともありますよ」

続けて、ピアのFさんが語る。

「僕も最初は遠出なんて無理だと思ってたけど、少しずつ慣れて、今では映画にもサポート付きで行けるようになりました。Aさんも、できるところから始めれば、きっと大丈夫だと思う」

さらに、就労移行支援のスタッフDさんが意外なことを口にした。「実は私、そのアニメが好きで...イベント情報、見てました。一緒に行くのも楽しそうだなって思ってた。」

その言葉で場の雰囲気がいやわらいた。Aさんは小さく笑って、うつむいていた顔を少しだけ上げた。ずっと話を聞いていたグループホームの職員Cさんも、「リスクはありますが、経験することも大切ですよ。皆さんが協力してくれるなら、私たちも安心です。」と前向きになってきた。【⑧】

さまざまな視点から、実現に向けた可能性が語られる。けれど、この会議の目的は「願いを叶えること」ではなかった。

アドボケイトのBさんが、Aさんに問いかける。
「今日は、何をどう進めていきたいか、Aさんが決めていいんですよ。すぐに答えなくても大丈夫。少しずつ考えて、一緒に歩いていけたらと思います。」

私はその言葉にうなずいた。フォロワーとして、私も同じ気持ちだった。
Aさんが「やってみたい」と思ったその瞬間から、みんなで歩いていくこと。
無理に背中を押すのではなく、Aさんが自分で一歩を踏み出せるよう、そっと寄り添うこと。

Aさんは小さく、けれど確かに言った。
「行ってみたい...」

その一言を、みんなで受け止めた。

該当箇所：【⑦】P45：支援者向け意思決定支援研修に関して
【⑧】P46：意思決定支援スキルアップ研修に関して

第四章 歩き出す準備

支援調整会議の後、Aさんと私は改めて話をした。

「無理だと思ってたけど...みんなで考えてくれるの、嬉しかった」

Aさんが少しずつ前を向いているのが伝わってきた。

ただ「行く」ことだけが目的じゃない。

どんなふうに行けるか、自分で決めながら、一緒に考えていくその過程こそが大事だった。

支援調整会議で出た意見をもとに、少しずつ準備が進められた。

ピアのFさんは、実際に自分が使っている、混雑を避けられる移動方法を紹介してくれたし、ボランティアのEさんも「私が下見してきますよ」と様子を確認してくれた。

就労移行支援のスタッフDさんも「催事場の近くで、そのアニメの新作映画もやっているみたいですよ」と声をかけてくれた。

「Aさん、どんな風に行けたら安心かな？」

「うーん...あんまり混んでない時間がいいな」

「映画も、できれば空いてる席で...」

そんなAさんの希望を、みんなで少しずつ形にしていった。

もちろん、最終的にどうするかを決めるのはAさん自身。

「やっぱり、やめてもいいんだからね」

そう伝えると、Aさんは、

「行きたい。でも、ゆっくりで...」と、確かに自分の言葉で答えてくれた。【⑨】

該当箇所：【⑨】 P38 フォロワーシステム実装における目的に関して

第五章 願いを超えて

秋の風が心地よい日、Aさんの願いをみんなで形にする日がやってきた。

催事場でグッズを手にとったAさんは、静かに目を輝かせていた。

「これ...ほしかった」

そして、映画館では、スクリーンに映る推しキャラの姿を真剣に見つめていた。

映画が終わって帰る道で、Aさんがポツリとつぶやいた。

「また、行きたいな」

その言葉を聞いて、私は心の中でそっとガッツポーズをした。

でも、ここがゴールじゃない。

この日のことがきっかけで、Aさんは自分の願いや希望を少しずつ言葉にできるようになっていった。

「次はカフェに行きたい」

「このゲーム、やってみたい」

職員さんたちも、Aさんの声により耳を傾けるようになり、以前よりも自然に選択肢を提示する機会が増えていった。【⑩】

願いを叶えるだけでなく、自分で選び、自分で決める。その積み重ねが、Aさんの生活を少しずつ変えていった。

該当箇所：【⑩】 P24 生活基盤サービス事業者の視点に関して

終章 つながり続ける

春が来て、私は次のフォロワーHさんへとバトンを渡した。

「Aさんが、自分で選べることを大事にしてあげてください」
「一緒に悩みながら、ゆっくりで大丈夫です」

Aさんに伝えると、
「また、遊びに来てね」と笑ってくれた。

フォロワーとしての役割は終わっても、私は地域の友人（コミュニティフレンド）として、これからもAさんの隣にいる。

そして、ふと思う。

フォロワーとして大切なのは、何かを叶えてあげることじゃなく、Aさんの素朴な思いや願いを受け止め、一緒に考え、歩んでいくこと。

答えを決めるんじゃなくて、Aさんの価値観を大事にしながら、どんなときにもAさんが主人公でありつづけられるように応援し続けること。そのためには、事業所の職員さんや支援者の皆さんとは少し距離を置いて、Aさんを推すことを第一に考える必要があること【⑪】。

Aさんが、これからも好きなことを好きと言えて、やりたいことをやってみたいと言えて。そして、まわりのみんながその声を当たり前を受け止めていけるように。

私はまた、次の誰かの隣で、耳を傾けていく。

該当箇所：【⑪】P52 フォロワーシステムの実践に係る評価に関して

紹介したエピソード以外でも、フォロワーシステムが以下のような場面で活用されています。

(なかなか本音が言えないこともある)

知的障害のあるAさん、グループホームで数年にわたって生活しています。グループホームの担当相談員Bさんとも長いお付き合いになります。AさんとB相談員は何でも言い合える間柄です。

Aさんは長年念願だった一人暮らしを始めることになりました。B相談員はAさんが困りごとに直面したとき、一人で抱え込んでしまうのではないかと心配になり、フォロワー事業を利用して、相談員以外にも話ができる人がいた方がいいと思いました。Aさんにフォロワー事業の話をしたところ、是非利用したいと言われたためさっそく利用の手続を進めました。

Aさんはフォロワーとの話の中で「何か困った時にはすぐBさんに相談している。でも、Bさんは、いつも他のお仕事で忙しくて早口でね。時々何を言っているかわからないときがある。でも、そんなことをBさんに言ったら話をしてもらえなくなるかもしれないから言っていない。」ということがありました。フォロワーはAさんに「そのことをBさんに伝えてみませんか」と話をし、Aさんと一緒にB相談員に伝えることができました。B相談員は時々話を理解してもらえていないと思っていたけれど、話が伝わっていなかったと初めて気づくことができました。

(うまくことばで気持ちを表現することが難しい人がいる)

Aさんは80代、現在は特別養護老人ホームで生活をしています。糖尿病のため日常生活には困らない程度ですが、視力障害もあります。普段は月2回程度のフォロワーBさんの訪問を心待ちにされています。そんなAさんが、一時的に入院することとなりました。

Bさんは、近々退院予定のAさんに面会に行きました。Aさんから「目が見えない。」と何度も言われ心配になってきました。しかし、テレビを観たりトイレに行ったりいつもと変わらずできているようで特別、目が見えていないと思えるようなことはないのです。

Aさんには認知症もあり思うように自分の思いをことばにできないことがありました。よくよく丁寧に話を聞いてみると、馴れない入院生活でAさんに戸惑いやストレスがあったようでした。Bさんは、退院日はいつになるかを確認し、退院したらまたいつもの生活に戻れることお話ししたところ、Aさんは安心されました。

施設に戻ってからは「目が見えない。」ということもなくいつもの生活に戻ることができています。

Ⅲ 事例紹介

豊田市意思決定支援モデルプロジェクトにおける実施フロー

1 利用相談

意思決定支援事業の利用は、本人の利用したいという思いが前提になりますが、なかなか本人自ら利用希望を周囲に伝えることは難しく、そもそも事業そのものを本人が知る機会も少ないのではないかと考えています。この事業を本人の知る機会につなげるにはまず、本人に関わっている支援者にこの事業の主旨を理解してもらうことが大切だと思います。ここで2つの事例を紹介します。

(事業所の気づきが利用につながった事例)

もともと障がい福祉サービスを利用していた65歳の男性。今後は介護保険サービスへの移行を考えることが必要になりました。介護保険サービス事業所と障がい福祉サービス事業所のそれぞれが立ち会う中、介護保険サービスへの移行の説明を受けましたが、本人はどうしたいかその場では思いを伝えることはありませんでした。後日、本人から『あの場ではなかなか言い出せなかった。』と聞くことができました。この出来事を受けて、障がい福祉サービス事業所の職員は、『何でも話してもらえ関係性にあると思っていましたが、事業所という立場では話づらいこともあるかもしれない。』という気づきを得ることになりました。そこで、障がい福祉サービス事業所が意思決定支援事業の説明を本人に行い、事業利用に至ることになりました。

(自分の思いを語ることを知らず知らずに諦めていた事例)

収入の少ない高齢者。施設入所費用を支払うと本人の自由になるお金はあまりありません。本人もそのことを自覚しており、二言目には『お金がない。』を繰り返します。それ以上、本人が何かを望むことはなく、施設職員も本人が強く望まないのであれば仕方ないと思っていました。ですが、本人は全くお金がないわけではないので、もっと丁寧にお話を聞くことができれば、少しは好きなものが欲しいと仰るかもしれないとも考えていました。そこで、この事業の話聞いた施設職員は、何も変わらないかもしれないし、何か変わるかもしれないと思い、本人に話をし、事業利用に至りました。事業の利用後、フォロワーとの関わりにより、いろいろな思いを語るようになった本人に施設職員が驚いています。

事業所のいつもの視点を少し変えることができると、本人の伝えられない思いや伝えることをあきらめてしまっている思いに気づくことができます。そして、それが利用相談につながっていきます。

利用開始にあたっては、基本チェックリストを用いて対象者であることを確認したのち、利用申込を受け付けています。この事業では、思いを伝えることにできないもしくは伝えられる人がいない環境にある人を対象者としています。

参照：資料1-2 **豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト**

2 事前説明

○ 本人への制度説明

豊田市では、本人に直接面会し事業の説明を行っています。どのような説明を行っているかという、どんな人が何をしてくれるか、それは何のために行うのかということです。具体的には「同じ地域で暮らしている人があなたの話を聞きに来てくれること」、「何が好きかなどあなたについて、お話できることをいろいろ話してほしいこと」、「話した内容が他者に伝わることはないので安心してほしいこと」等を丁寧に説明しています。その中で、どんな人なら話しをしやすいか等フォロワーのイメージなどを聞き取ります。

また、事業利用することで発生する自己負担についても具体的に説明をします。そして、事業に対する苦情や要望は、遠慮なく事務局に伝えてほしいということをお伝えし連絡先をお渡ししています。

○ 支援者への制度説明

生活基盤サービス事業所は利用相談の段階で、ある程度、事業内容の理解をされていることが多いですが、改めて事業の説明を行いながら差異はないかを確認します。

フォロワー派遣について、特にフォロワーとはどういう役割の人なのか、生活基盤サービス事業所のイメージも確認しています。なぜなら生活基盤サービス事業所によっては、フォロワーとは「何かを決めてもらえる人」と認識されることが多いためです。フォロワーとは、「この人には思いを伝えてもいい人」と本人に思ってもらえるような関係になってほしい人と説明をしています。

「この人には思いを伝えてもいい人」と本人に思ってもらえるようなフォロワーになっていただくためにも、生活基盤サービス事業所には関係づくりができるようにお手伝いをお願いしています。フォロワー導入の頃には本人の緊張ができるだけほぐれるようなつなぎをお願いしています。徐々に本人の緊張も和らぎはじめた頃には、本人が安心してお話できるようなスペースの準備のお願いや、特に大切なこととして、本人不在のところで本人のことをフォロワーと話すことはしないようお願いをします。本人の同意のもと本人とともにフォロワーと生活基盤サービス事業所が話ができることが本人の安心につながると考えています。

生活基盤サービス事業については、日常的な金銭管理や利用料等支払い支援について、また権利擁護支援委員会のこと、費用についての説明を行います。権利擁護支援委員会へ報告し、必要に応じて助言等を受けることができること、本人に成年後見人等が選任されていない場合は金銭管理監督人が派遣されることもお伝えします。成年後見人等や日常生活自立支援事業利用の際には成年後見人等または事業担当者へ説明も同様に行っています。

3 受付 / 登録

○ 利用料について

意思決定フォロワーの活動費（実費相当）は、3,000円/月を支給することとしています。これは、日常生活自立支援事業の利用料（豊田市社協は1,200円/回）が、生活支援員の人件費相当として積算されていることを踏まえ、比較的近い活動であるフォロワーの月2回訪問分を想定し設定されています。

また、費用負担は、本人と公費による負担で考えています。生活保護や非課税に市民は本人負担500円、それ以外の市民は2,500円として、活動費3,000円との差額を公費として豊田市が負担する仕組みにしています。

生活基盤サービス事業として、日常的金銭管理として、本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守りや助言、または日常生活に必要な範囲で金銭の一時的な預かりや本人への受け渡し、各種支払いをお願いしています。2000円/月を支給していますが、本人の負担割合はその人の収入によって1～3割の負担となります。各種手続きを行った場合には別途、加算を設けています。

○ 利用が正式に決まったとき

（1）利用者登録証の発行

本人に対して利用登録証を発行します。名前、住所、生年月日という本人の情報を記載するとともに生活基盤サービス事業者はどこか、フォロワーは誰かなど受けるサービスの内容と、費用負担額及び割合も掲載をしています。

（2）生活基盤サービス事業者の指定

豊田市では事業者からの指定申請書を受け、基準に該当するかの確認を行い事業所指定を行います。この事業者とは主に実施している介護保険サービスまたは障がい福祉サービス事業の指定を受けた者を想定しています。

- 参考：資料 1 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱
同 2 豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱
同 3 豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱

4 マッチング

マッチングの流れとしては「①事務局による候補者の選考」「②本人による候補者の選択」「③マッチング面談」「④本人・候補者からの同意書の提出」となっています。

①事務局による候補者の選考

事務局は事業の説明を行うために本人に面会した際に、マッチングに必要な情報を本人に確認しておきます。（例：どんな人なら話しをしやすいか等フォロワーのイメージなど。）また、活動が始まった際の面会の場所や、生活基盤サービス事業所側からの活動可能な曜日などを事前の情報として収集しておきます。フォロワー紹介カードの「活動可能日」や「活動エリア」と照らし合わせ、活動に支障がない確認します。その中から本人とフォロワーの希望を参考にしつつ、数名の候補者を選んでおきます。最終的にはマッチング面談を経て決定する事を前提に、必ずしも書面上で希望と適合していなくても候補者として選考しておくことで、選択肢のない状態で本人に提示する事がないように留意しています。

②本人による候補者の選択

候補者のフォロワー紹介カードを本人に提示して選んでもらいます。カードには「性格」「趣味」などの項目があり、また裏面にはフォロワーの写真を載せています。多くの情報を渡して混乱してしまわないように、あくまでマッチング前の簡易的なものとして選んでもらいます。

選ばれた候補者に事務局より連絡をして、本人紹介カードを確認してもらいます。その際に事務局としては多くの情報をフォロワーに伝えず、原則そのカードの内容や、実際の活動場所などを伝え、本人についての情報は直接見聞きしてもらう事としています。問題がなければマッチングの日程を調整します。

③マッチング面談

当日マッチングには、生活基盤サービス事業者（赤）にも同席してもらい、本人の緊張が緩和できるように配慮します。ただし、メインは本人とフォロワーである為、二人がお互いの事が分かるように交流しつつ、事業者とフォロワーだけで話を進めてしまう事がないように注視して面談を進めます。可能であれば、事務局と事業者は一時的に離席して、本人とフォロワーだけの時間を作るなど工夫しています。

事務局は「本人と意思決定フォロワーのマッチング報告書」を面談後にまとめる為、報告書内の「マッチングの状況」と照らし合わせて面談が上手く進むよう取り計らいます。

④本人・候補者からの同意書の提出

マッチング面談が終わると、お互いに持ち帰って検討してもらい、後日それぞれに「本人用マッチング 同意・辞退書」「とよた意思決定フォロワー用マッチング 同意・辞退書」を提出してもらいます。両方が希望された場合、マッチング成功とし、初回訪問の日程調整へとつながっていきます。

参考：資料4 フォロワー紹介カード、本人紹介カード

資料2-2 本人と意思決定フォロワーのマッチング報告書、本人用マッチング同意・辞退書、とよた意思決定フォロワー用マッチング同意・辞退書

5 契約

生活基盤サービス事業者と本人が交わす契約書及び重要事項説明書について、豊田市ではひな型を準備しています。生活基盤サービス事業者は、そのひな型に沿って契約書及び重要事項説明書を作成、それらをもって本人もしくは成年後見人等との契約を進めていきます。

成年後見人が選任されていない場合の本人との契約については、以下のように整理しています。

この事業における生活基盤サービス事業者とは、当該事業所が主に実施している介護保険サービスまたは障がい福祉サービス事業を利用している人を対象としています。介護保険サービスまたは障がい福祉サービスの内容や効果を理解してサービスを受けていると考えられるわけです。それらのサービスの延長線上にあると位置づけている意思決定支援事業について、丁寧な説明を行うことでその内容を理解することに特段の支障はないものと考えています。

契約そのものは、生活基盤サービス事業者が実施していますが、豊田市としても内容の把握のために契約書及び重要事項説明書の控えを受け取るようにしています。

費用負担の発生する事業であるため、丁寧な説明をお願いしています。

参考：資料5 (ひな形) 豊田市生活基盤サービス事業契約書

(ひな形) 豊田市生活基盤サービス事業契約書別紙兼重要事項説明書

6 フォロワー開始前説明

フォロワー導入にあたり、本人紹介、フォロワー紹介のために、それぞれの紹介カードを作成していただきます。

本人紹介カードは、本人に作成してもらいます。本人の状況によっては生活基盤サービス事業者等にお手伝いいただき、書くことを進めますし、本人がよければ顔写真も載せています。フォロワーにどんなことを知っておいてほしいのかなどをあらかじめカードに記載することで伝えやすくしています。出来上がった本人紹介カードは、フォロワーに見てもらい、本人がどんな方であるかをイメージしやすくするようにしています。

フォロワーの紹介についても、紹介カードを活用しています。紹介カード作成は、フォロワー登録とともに行い、こちらも顔写真付きで作成していただきます。紹介カード裏面には、フォロワーの活動できる地域や曜日・時間、相手への希望等も記入していただくことで、本人とのマッチングの際に活用されています。

本人 紹介カード (No.)					
本人情報	氏名				
	年齢	性別	男性・女性		
	住まい	豊田市			
	状態	住まい	施設・グループホーム・在宅		
		認知度	高・中・低	区分	高齢・障がい
	活動可能日	月・火・水・木・金・土・日・祝日	時間帯	時 分 ~ 時 分	
	心身の健康状態	良好・その他		※注意事項等があったら記入してください。	
	国籍	日本・日本以外 ()			
	性別				
	趣味				
	キーワード				
	注意事項				

登録番号	No.				
 <p>次のような写真をお願いします。 3ヵ月以内に撮影された無地のもの ※スナップ写真可</p>					
登録日	年 月 日	受付者	豊田市成年後援支援センター 八木・中田	受付先	0565-63-5566

とよた意思決定フォロワー 紹介カード (No.)			
自分のことについて	氏名	性別	男性・女性
	年齢	性別	男性・女性
	住まい	豊田市 東部・西部・中部・北部・南部	
	活動可能日	月・火・水・木・金・土・日・祝日	
	活動時間	時 分 ~ 時 分まで	
	性別	男性・女性・両方	
	趣味		
	心身の健康状態	良好・その他	
	国籍	日本・日本以外 ()	
	伝えておきたい事		
状態	区分	高齢・障がい	
活動エリア	東部・西部・中部・北部・南部		
年齢	歳 ~ 歳まで		
その他	その他		

登録番号	No.				
 <p>次のような写真をお願いします。 3ヵ月以内に撮影された無地のもの ※スナップ写真可</p>					
登録日	年 月 日	受付者	豊田市成年後援支援センター 八木・中田	受付先	0565-63-5566

※ご記入は任意です。
このカードにおける個人情報、豊田市及び豊田市社会福祉協議会の事業の範囲内で利用します。なお豊田市
注1 域外意思決定支援事業や（仮称）身寄りのない方の支援事業の運営にあたり、この紹介カードは、利用者が閲覧することになりますので、あらかじめご了承ください。
注2 紹介カードに記載されている内容は、本人の申告に基づくものです。

【コラム】各主体への協力をお願いする場合の留意点について

豊田市 福祉部 よりそい支援課 安藤 亨氏・竹下貴子氏

各主体（特に生活基盤サービス事業者）への事業説明の際に、対象者はどういう人なのかとのよく聞かれるところです。豊田市の場合、この事業の対象像は「精神上的理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要な人であり、地域生活課題について親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者であること」としています。

他の制度との違いについて、成年後見制度との違いをお伝えします。成年後見制度と異なり、事業利用までが早く、また、一度ついたら辞められないものではないという点を挙げています。成年後見制度でなければ解決できない課題も多いのですが、この意思決定支援事業で解決や改善が見込まれる状況や状態もあるのではないかとということをお伝えすることで、事業の趣旨を理解していただきました。本人に代わって何かをしてくれる事業ではないものの、本人の思いをとことん尊重がしていく事業であると考えています。

また、日常生活自立支援事業と比較すると、日常的な金銭管理の課題が必ずしも大きくはない点があげられると思います。金銭管理も本人の意思の実現の一つだと捉えており、意思決定を促すための働きかけをフォロワーは担います。

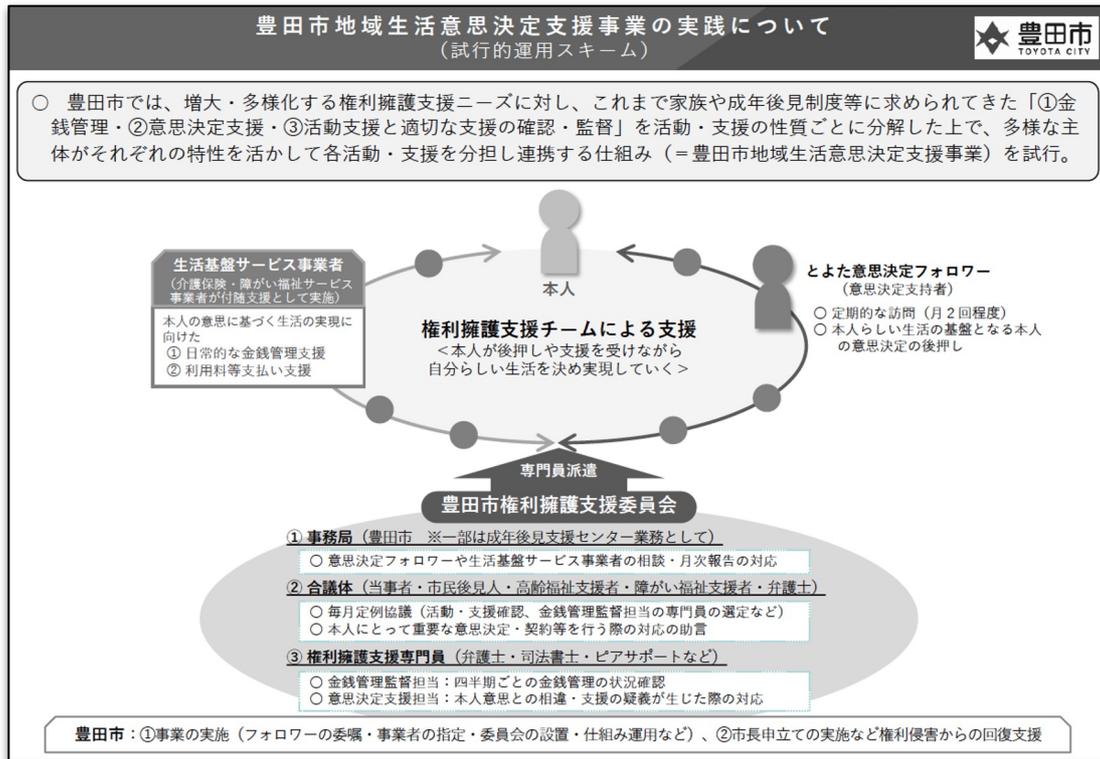
そして、本人が地域生活で望むことについて耳を傾け、一緒に考えるとともに、その希望を後押しすることがこの意思決定支援であることから、相手の思いを受け止める傾聴とは通じる部分もあれば異なる部分も多いと考えています。

さらに、2カ月に一度、施設訪問をしている介護サービス相談員とは訪問頻度が異なり、より丁寧な聞き取りができることも大きな特徴だと考えています。

モデル立ち上げのためには、事業の主旨を理解していただいた方に委員会の委員の声掛けをしました。皆さん賛同していただき、快く委員をお引き受けいただいたこともありがたいことでした。

令和4～5年度までのフォロワー登録者は16名でした。今年度は権利擁護シンポジウム「本人が決めるを地域で支える」を開催し、市民後見人とともにフォロワーの募集をしたところ、60名の応募がありました。意思決定支援への関心の高まりを感じています。一方で、意思決定支援を必要とする本人からの声はまだまだ少なく、本人のところにまで事業が届いていないことを感じています。必要とする人にどう届けていくかが課題だと感じています。

7 赤・青・緑の各主体の活動について



（1）生活基盤サービス事業者（赤）

○ 生活基盤サービス事業者とは

介護保険サービスまたは障がい福祉サービス事業者に対して、日常的な金銭管理支援と利用料等支払い支援を本体事業に付随する支援として実施している事業者を生活基盤サービス事業所と呼んでいます。

生活基盤サービス事業者からは、定期的に活動報告と疑問や不安な点があれば相談を受ける体制をとっています。

生活基盤サービス事業者の中では特に疑問や不安な点として多くあげられるのは、「フォロワーの役割」についてです。生活基盤サービス事業者の考えるフォロワーとは、「本人と一緒に何かを決めてくれる人」と捉えられていることが多いようです。そのため、「何かを決めてもらおう」としてしまふことがあります。例えば、古くなった靴を買い替えるため、本人と一緒に新しい靴を選んでほしいと言われることがあります。しかし、本人と話しみると、古い靴を買い替える気持ちはないことも多々あるわけです。いくら古くなった靴であっても本人にとっては大切な靴なのかもしれないわけです。

支援者が考える本人にとって大切なことと、実際に、本人が思っている大切なことに違いがあることを事例を通して、体感することもよくあります。こういった生活基盤サービス事業者が感じる疑問や不安な点は、おそらく多くの支援者が感じるものだと思います。

生活基盤サービス事業としては、大きく2つの意義があると考えています。

一つ目としては、金銭管理の視点です。利益相反の関係から、本人にサービス提供をしている事業者は、成年後見人等を受任することが難しいと言われるますが、その一方で本人や家族からすれば、いつも本人を支援してくれ、その様子や意向などを知っている事業所の人に金銭管理をお願いしたいという思いがあることも事実です。また、施設入所等の事業所では、任意の規定を設けた上で、預り金を管理したりしているところもありますが、その透明性などには疑問が残ることもあります。そして、金銭管理について、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を利用したくとも、利用ニーズが多く、待機者が続く状況で即時に使うことができないという課題もあります。

こうした状況に対し、市が定めたルールの中で、成年後見制度ではない形で、金銭管理を堂々と行うことができるようになるのが、この事業の特徴だと言えます。この事業により、これまで関わりづらかったが、一方で本人に近いところにいるが故につぶさに把握していた金銭管理のニーズに対して、事業所として正式に関わることができるようになるのです。

二点目としては、サービスの中では届かない日常的な意思決定にまで手が差し伸べられるようになるという点です。私たちは、自身の身体状況や病気、障害などにより、生活上に課題を抱えるようになった動作や活動などに対して、それを補うサービスだけが提供されれば良いのでしょうか。それによって、ご飯が食べられ、施設での一定程度決まったプログラムを過ごすことができれば、幸せな生活であると言えるのでしょうか。

確かにサービスが提供されることによって、安心な暮らしは得られるかもしれませんが、自分らしい暮らしまでを十分に得ることは難しいかもしれません。ですが、そこまでを人員が足りない、多くの利用者を限られた時間で支援しないといけない事業所に求められても困ってしまうと思います。その一助として、この事業の活用があると捉えることもできます。

20人定員でフルの利用者がいれば、どうしてもお一人ひとりのお話を聞く時間は限られてしまいます。また、月1回のモニタリング面談も丁寧に行っていただいていると思いますが、同じ月にそれがもう1回できるのでしょうか。決して、事業所の方が不十分な支援をしているというわけではありません。でも、そうした時間をゆっくりと確保できたら、もっと本人のための支援ができるようになると思いませんか。

そこで、このサービスを提供をする事業所の自分たちが難しい部分について、ちょっと別の視点から市民が寄り添ってくれたらどうでしょうか。なかなか本人の様子からは気づかなかったことを、家族の方が気づいて知らせてもらったことにより、助かった経験であれば事業所の方にもこれまでにあるのではないのでしょうか。もしかしたら、その関係性に近いものがこの事業では得られるのではないかと考えることができるのではないのでしょうか。

【コラム】 フォロワーシステムが事業者の視点も変えていく

社会福祉法人旭会 特別養護老人ホームくらがいけ 施設長 三井克哉氏

フォロワーさんと事業者とでは、持っている本人情報が大きく異なることから、コンフリクトが発生することがあります。事業者は事業の趣旨を理解し本人情報は開示できないことから「実はこうなんだけど」という思いをフォロワーさんに伝えることができず、ジレンマとなります。それがもっと本人のためにこうしてあげたいという気持ちのフォロワーさんにはジレンマとなります。

これまで判断能力の低下が見られる方への関わりで、訴えに対して回答を曖昧にしてでも安心感を提供することを優先し、その場をやり過ごすようなことがケアの手法としてあったように思います。これは本人の意思表出に対してきちんと向き合っていないかと反省せずにははいられません。本人の最善の利益を考えての誘導的決定は言ってみれば最後の手段であって、まずは、本人が意思を表出でき、決めることを前提とするべきでなのでしょう。

身寄りのない方にとって、施設職員が身近な専門家であるように、フォロワーさんは身近な友人のような存在なのでしょう。毎回、フォロワーさんの気付きには感服させられます。ソーシャルチェンジでしょうか、私も含め本人の思いに対する職員の感度があがったように思います。本事業は本人のこうしたいを叶えることを目的とせず、なぜそう思うのか、本人にとって大切なものは何か、価値観を受け止めることに主眼を置いた事業（考え方）だと思います。発せられた言葉だけでなく、表情やノンバーバルな表出からも思いを丁寧に汲みとれる福祉職でありたいと思います。

.....

社会福祉法人 無門福祉会 障がい者支援施設むもん 施設長 阪田征彦氏

三年前だったか、豊田市職員の方から権利擁護支援のニーズに対してのモデル事業に参画してほしいと依頼があった時、素直に「これおもしろそうやな。是非参画したい」と思ったことを覚えている。私は障害者の方と関わる中で、本人と向き合い実践してきたつもりだったが、障害者総合支援法の枠組みの中でやっていると「本人主体」と言いながら、どうしても事業所都合で「しゃあない」というあきらめみたいなもの、つまり障害福祉サービスという枠組みの中では解決できないことが山積していて、自分もなんとかならないかと模索していた時（今でもそうだが<笑>）だった。特に相談支援の現場では、多様なニーズ（生きづらさ）に対応しているとそれは顕著であった。当たり前だが、人はみんな違う。その人の「想い」も皆違うのだ。ましてその人の環境が常に変化している中、その人の「想い」も変化することに気づかされた時、障害者のためではなく、人としてどう関わるかを追求していくとその矛盾に直面するとことが多かったから参画したいと強く思ったと記憶している。

この事業が始まって確信したものがある。それは、結局我々が求められているのは、その人（相手）の気持ちにたって、どれだけ一緒になって考えれるか、その一緒になって考える行為そのものがソーシャルワークの基本である。その基本があって、この仕事の魅力というか醍醐味を伝えられると思ったことである。それは、つまり、少し強引かもしれないが、福祉の基本は「権利擁護」だということである。この事業がなくなり、今後どう引き継がれていくのかとても不安だが、自分なりに「この事業の意思」は伝えていこうと思う。

(2) 意思決定フォロワー（青）

フォロワーは、本人と定期・不定期に会い、その人が思いや意思・選好を明確にするのを手伝ったり、あるいはそれを他に人に伝える（表出する）のを手伝える役割の人です。

この仕組みを利用する人（本人）は、コミュニケーションの困難がある人や認知症など高齢の人などが多くなると思われます。これは事業主体の制度の作り方によって異なるでしょう。しかしいずれにしても彼らはさまざまな理由で自分の思いを上手く伝えられなかった人たちです。あるいはコミュニケーション上の障害は無いように見えても、これまでの生育歴や経験から、他の人に自分の主張をずっと受け止めてもらえなかった人たちです（なかには当たり前に見える思いについて“え、そんなこと言っても良いんですか？”と驚かれる人もいます）。フォロワーは、そうした人と会うことを重ねながら、本人が少しずつ自分の思いを確かめ、本人が伝えたいタイミングで周りの人に伝えられるように手伝っていきます。このように、フォロワーは、本人自身の「エンパワメント」をするための人であり、決して周囲の思惑に基づいて、又は良かれと思っ

て本人に意思決定を促そうとする存在ではありません。

フォロワー（支持者）になる人としては、ボランティアや認知症サポーター、コミュニティフレンドなどの地域の市民が想定されています。成年後見人候補者養成講座を受講した方なども想定されます。

フォロワーは基本的にはボランティアとしての活動であり、何かの権限を持っているわけではありません。またお金の管理にも携わりません。人と関わる人が好きなだけでボランティアになったのだけど、フォロワーなんて出来るのかしら？と心配になる人もいるかもしれません。専門的なことはぜんぜん知らないのに大丈夫なの？と思う人もいるでしょう。でもこれまで試行事業を3カ年重ねてきてはっきり言えるのは、「フォロワーは専門職ではないし、専門職じゃない方が良い」ということでした。専門職としての支援者は、職分としてやれること・やってあげられることがあるので、どうしてもやってあげたくなります。サービス提供したくなります。でもフォロワーがするのは、本人と一緒に話し合っ、笑ったり悩んだりすることです。そして本人の視点から、そんなふう困ってるんだな、そんなふうにしたいんだな、を共有することなのです。だからこの仕組みでは、フォロワーのことを支援者ではなく「支持者」と呼んでいます。

専門職ではない地域の市民が携わるので、フォロワーの行うことは「4つの行動指針」としてシンプルにまとまっています。

【フォロワーの4つの行動指針】

- ① 本人のwishやコミュニケーションを広げる・深める
- ② 本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝える
- ③ 本人のwishや主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish・主張や困りごとを、専門員に相談する

こんなふうにフォロワーの役割を整理し、多くの方がこの仕組みに関われるようにしています。また必要に応じて専門職・支援者にもつながれるようにしています。

フォロワーの活動は月2回程度を想定しています。活動の内容は様々で、本人を訪問してコミュニケーションをとることを主としつつ、本人と外出したり、本人と行事に参加することもあります。訪問だけに限らないのは、その活動が本人の意思・選好及び価値観を把握する機会にもなり、本人の意思決定の後押しすることにも繋がるからです。

訪問日については、本人とフォロワー、そして生活基盤サービス事業者（赤）と調整の上で決めます。とよた意思決定フォロワー活動報告書にもあるとおり【翌月訪問予定】を記載してもらうため、月の最後の訪問日に翌月2回分の訪問日を調整する事が多いです。

活動する上でフォロワーが留意する点は、本人のいない所で本人の話をしない、聞かないことです。とよた意思決定フォロワー活動日誌の活動の内容はすべて「本人と一緒に……」とつながっており、フォロワーの活動においては、本人の視点に立ち、本人と一緒に動くことが原則となります。

フォロワーは実施主体者（豊田市モデルの場合は、豊田市）に対して定期的に報告書を提出します。提出する様式は、付録の「とよた意思決定フォロワー活動日誌(要綱名：意思決定支持者活動実施記録票)」と「とよた意思決定フォロワー活動報告書」を参照してください。活動日誌は、活動日時はいつか、それぞれの活動日で何をしたかなど、個別具体的な内容について記録してもらいます。報告書では、活動月を通して気づいた、本人の状況の変化があったか、また本人の好き嫌い、身上価値観などで気づいたことなどを記載してもらうとともに、フォロワー自身が活動で困っていることが記載できるようになっています。それぞれ、活動日誌では活動の客観的な内容を主とし、報告書ではフォロワーの主観的に気が付いたこと、思ったことなど主観的な内容を主としています。

参考：資料 2 - 3

とよた意思決定フォロワー活動日誌（要綱名：意思決定支持者活動実施記録票）
とよた意思決定フォロワー活動報告書

(3) 権利擁護支援委員会（緑）

ア 事務局

事務局として、豊田市では生活基盤サービス事業者、権利擁護支援専門員（金銭管理の監督役）の報告書の受け取り、豊田市社会福祉協議会ではフォロワー、権利擁護支援専門員（アドボケート担当）の報告書の受け取りをしています。それぞれ、権利擁護支援委員会（合議体）へ報告できるように準備をします。

また、事務局として、フォロワーや生活基盤サービス事業者の相談を受けることもあります。相談内容によっては、事務局での対応が難しい場合もあり、その時は権利擁護支援委員会（合議体）に助言を仰いでいます。場合によっては合議体の委員に対応を求めることもあります。

月1回程度開催される権利擁護支援委員会での事務局の役割は、資料準備や議事進行、議事録の作成も行っています。

また、権利擁護支援委員会（合議体）の指示のもと本人やフォロワーの意向確認等のため、訪問等実施することもあります。

成年後見人等の選任を受けていない場合の金銭管理の監督役については、権利擁護支援委員会（合議体）の承認後、実際に成年後見人や監督人として実績のある弁護士や司法書士に依頼をするなども行っています。

イ 権利擁護支援専門員（金銭管理担当）

権利擁護支援専門員（金銭管理担当）の役割は、生活基盤サービス事業者の金銭管理が適切に行われているかをチェックすることにあります。

ただし、ここでいう金銭管理の適切性は、収支金額の正確性や帳票類の過不足のチェックよりも、本人の意思に基づく支出がなされているか否かに重点が置かれていることが、通常金銭管理と異なる点といえます。

もちろん、収支金額の正確性や帳票類の過不足が重要でないとは言いません。

しかし、それよりも、本人が、自分のお金を、自分の意思で、自分のために使用できているのかという点が、より重視されるのです。

金銭の支出が、本人の意思に基づいているか否かを判断するといわれると、難しく感じるかもしれませんが、そんなことはありません。

金銭の支出が、本人の意思に基づいているか判断するには、①通帳の出入金、レシート・領収書類から、本人の普段のお金の流れ、使途、趣味、嗜好を確認すること、②フォロワー報告書を確認して、本人の生活状況、行動、思い、困りごと、趣味、嗜好などを確認すること、③金銭管理を調査した際、上記①②から外れる支出があるかないかを確認すること、④生活基盤サービス事業者に対し、サービスの提供状況、本人の普段の生活状況、行動、思い、困りごと、趣味、嗜好、お金の使い方などを聞き取りし、本人の意思に沿っていない、本人に良かれと思っ
て行っている行動が、同事業者にないか確認すること、⑤本人に会って、生活状況、行動、思い、困りごと、お金の使い方などについて聞き取りし、本人の意思に沿わないお金の使い方がないか確認するなどにより、判断していきます。

本人の意思に合う支出であれば、一般的に浪費や無駄と思われるような支出であっても、金銭管理担当が問題視する必要はありません。

例えば、入所施設において室内用シューズが必要である場合、必要であるからといって、施設職員が室内用シューズを勝手に購入したり、本人が納得していないにもかかわらず、「これで良いよね」と話を進めていくことが、本人の意思に基づく支出といえるかは、疑問なしとしないところ
です。

一方で、本人が、ルーティンとして、毎日、1本、自動販売機で缶ジュースを購入するような場合、より安く購入できる場所があったり、水筒を持っていく等の他の取りうる手段があったとしても、本人が、自分のお金を、自分の意思で、自分のために使用できているのですから、本人の意思に基づく支出として問題視されるべきではないといえます。

以上のとおり、金銭管理担当の役割も、本人の意思に基づく支出といえるか否かという点を重視して行うものであり、一般的な監査とは違う考え方で行う必要がありますが、上記ポイントやその他の本人の変化等を気にしてみれば、それほど負担が大きいものではなく、特に専門的な知識や経験は必要ありません。

ウ 権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）

ア) フォロワー支援専門員／フォロワーシステムに係る独立アドボケイト（FSIA）として
権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）には、以下の二つの役割があります。

1つ目の役割であるフォロワー支援専門員は、フォロワーが本人の「支持者」としての立場を維持しながら関わるができるよう、間接的に支援する役割を担います。フォロワーの活動を監督したり、指導したりするのではなく、振り返りや学びを促し、フォロワー自身が支持者としてのあり方を模索できるよう伴走します。

フォロワーが本人の希望と現実的な制約の間で悩む場合、その整理をサポートし、必要に応じて権利擁護支援委員会や独立アドボケイト（FSIA）の助力を得ることを提案します。また、フォロワー自身が限界を感じた際には、その負担を軽減するための方法を一緒に考え、必要に応じて同委員会による調整を促します。

2つ目の役割である独立アドボケイト（FSIA）は、前記委員会からの派遣要請に基づき、独立した立場で本人及びフォロワー並びに関係者を訪問し、得られた結果を踏まえて報告書を作成して委員会に報告し、必要に応じて本人支援のためのミーティング（例：支援調整会議、ケア会議、個別支援会議等）に本人・フォロワーとともに又は本人の意向を代弁する者として参加します。この際、本人の意思や価値観が適切に尊重されているかを確認し、必要に応じて追加の支援策を提案する場合があります。

いずれの役割も、権利擁護支援委員会やその他の支援機関の具体的な指示を受けることはなく、独立した立場で活動します。権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）は、本人の最善の利益を代弁する立場には立たず、あくまでも本人の意思、選好及び価値観を最優先に据えて、それらをどのように反映できるかをフォロワーと共に考え、行動します。

イ) フォロワーとの面談方法（頻度・形式）

フォロワー支援専門員は、フォロワーと定期的に面談を行い、活動状況を確認します。標準的には、フォロワーの活動が始まってから半年間は月に一回の面談を実施し、その後は二ヶ月に一回の面談へと移行します。ただし、フォロワーからの希望があれば、追加で面談を行うことも可能です。

面談は原則として対面で行いますが、物理的な距離や時間の都合により対面が難しい場合には、オンライン会議ツールを活用して実施します。また、短時間の相談や状況の確認が必要な場合には、電話やメールを活用することもあります。

独立アドボケイト（FSIA）は、権利擁護支援委員会からの派遣要請の理由となった個別の課題に応じて、本人の意向、選好・価値観に関わる情報を収集するため、本人及びフォロワー並びに事業者その他関係者にアプローチをし、面談や関連する記録の閲覧等を行います。特に重要なのは本人、フォロワーからの情報です。独立アドボケイトの役割を適切に説明した上で、これまでのフォロワー面談やフォロワーからの報告書も踏まえて本人と面談を行い、本人の心からの希望を把握することに最大限注力します。

ウ) 作成する報告書の内容

フォロワー支援専門員は、フォロワーとの面談を通じて得られた情報を記録し、所見を記入した報告書（様式：権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動報告書）を委員会に提出します。同報告書には、面談の日時や形式、フォロワーによる報告書には十分に記載されていないものの支持者として重要と思われる活動状況（アドボケイト担当から見た当該フォロワー活動の好ましい点、課題と思われる点）、フォロワーが抱えている悩みや相談内容などを記録します。加えて、事業者やその他の支援者による本人やフォロワーに対する対応状況等についても情報を整理し、支援者側のアプローチにおける課題等がないかも確認します。

独立アドボケイトは、本人、フォロワー、事業者その他関係者との面談や関連する記録の閲覧等を行った上で、本人の意向、選好及び価値観に関わる情報を報告書に記述し、委員会からの派遣要請の理由となった個別の課題に応じ、本人の意向を代弁する者としての意見を記述します。

エ) 委員会での報告方法

委員会での報告は、本人の意向、選好及び価値観がフォロワーや周囲の支援者によって尊重されているか、フォロワーに対するサポートが十分になされているか、周囲の支援者の本人・フォロワーへの関わり方に違和感がないか等について、アドボケイトとして独立した立場から所見を述べたり、必要に応じて委員会による次の行動を促すことが主な目的となります。

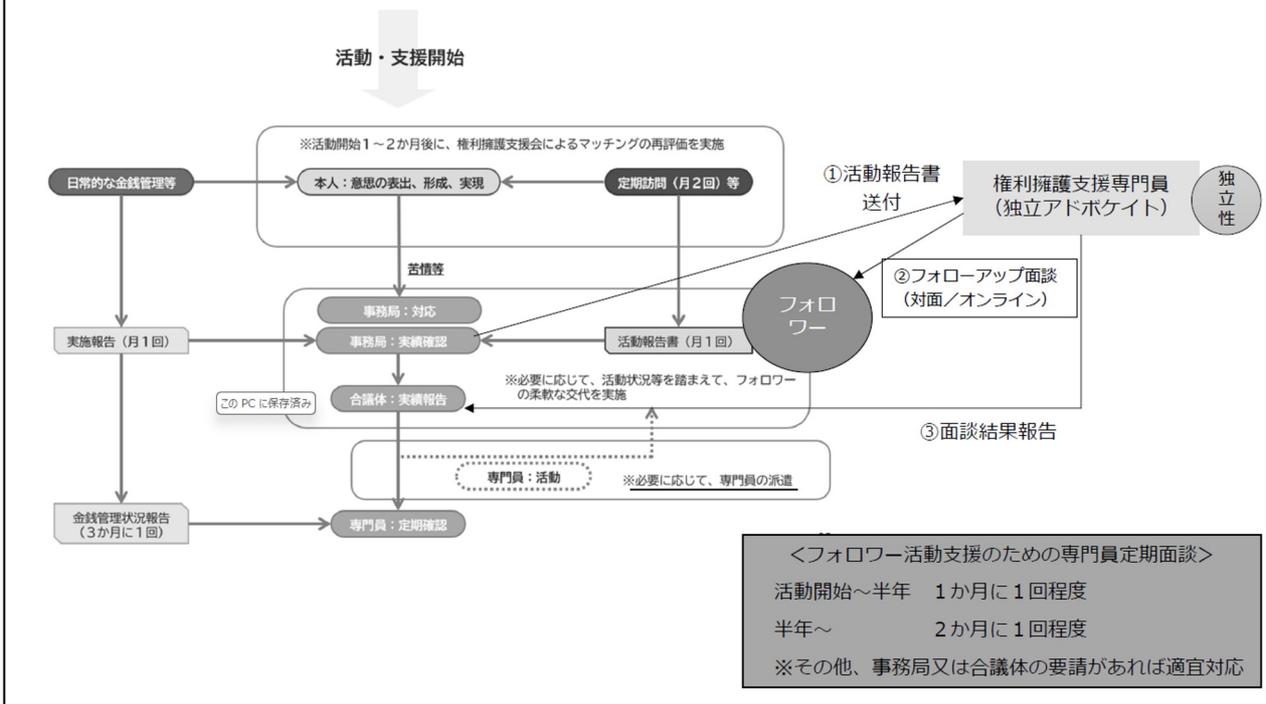
オ) 権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）として留意すべきポイント

アドボケイト活動において、留意すべきポイントを整理しておきます。

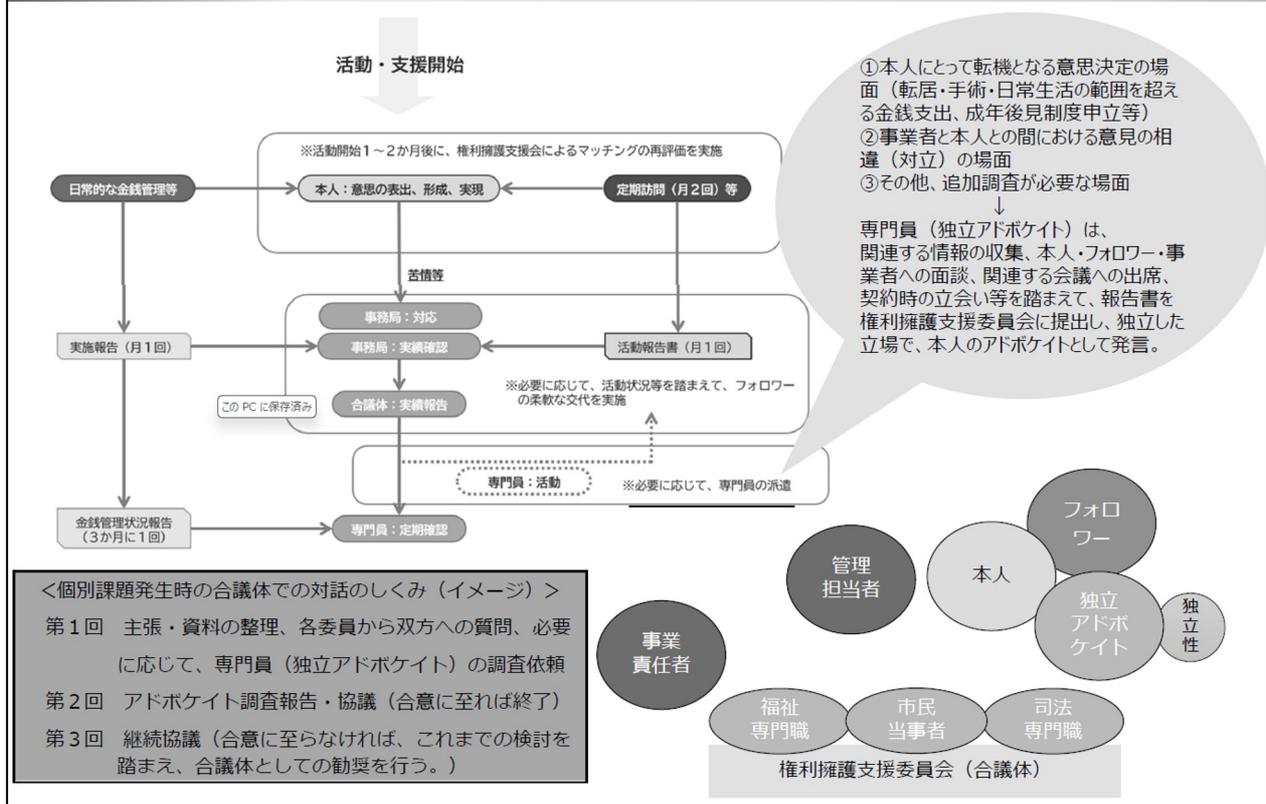
- 「障害者＝弱いから支援が必要だ」「高齢者＝弱いから誰かが代わりに決めることに従うべき」といったような社会の意識とは異なる視点を持ち、アドボケイトとしての重要性を意識できているか？
- 本人が本当に心から「言えているか」？
- 本人の言葉を信じる（真に受ける）ことができているか？
- 本人の味方であり続けられているか？
- 本人の思いの元となる「音源」を本人とともにたどっていくことができているか？その本人の声に寄り添うことが本当にできているか？
- この人だったら話せるなあと思えるような「人柄」をもつ人物になれているか？
- フォロワー・アドボケイトとしての「マイク&スピーカー」の立ち位置にブレがないか？日常的にアドボケイトの立ち位置を意識できているか？
- 揺れる気持ち、嘘も含めて、どれも本心であるということを認識し、あえて判断・探求を停止することでありのままの本人の状態を理解しようとしているか？
- 課題解決ばかり、結果ばかりを求めすぎるような姿勢になっていないか？
- 「何かしてあげたい・・・」と考えがちなフォロワーの悩みも含めて共感しつつ、フォロワーがアドボケイトの重要性・当事者理解について深められるようサポートタイプに対応できているか？
- 脱「何かしてあげたい・・・」を目指せるような働きかけができているか？
- 独立性／守秘性の認識と確保ができているか？

参考：資料6 **権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動報告書**

意思決定フォローと独立アドボケイトとの協働場面（通常時）



意思決定フォローと独立アドボケイトとの協働場面（課題発生時）



【コラム】 当事者と共に歩む意思決定支援

～アドボケート活動を通じて当事者目線で感じたこと～

心の病、生きづらさを抱えた人々の活動団体 あいあらくく 代表 大瀧英樹氏

意思決定支援と聞いて、これまでの支援では当たり前に行われていると思われる方も多いと思います。認知症や障害があっても、その人らしく充実した毎日を過ごすために、必要な意思決定支援とは何なのでしょう。

私は、心の病などの生きづらさを抱えた人々と当事者活動や支援等をしています。活動を通して、様々な支援等の相談の場面においてよく言われる言葉として、「どうしたいのか」、「どうしてほしいのか」それを具体的かつ明確に提示できなければ、「どうしたいのか（してほしいのか）ははっきりしてから来てください」と言われます。客観的に当事者の意思を尊重しているようにも捉えられますが、当事者はどうしたら良いのか分からない漠然とした中をさまよう状況の中で、頭の中は常に不安と混乱に満ちており、どうしたいか、どうしてほしいかさえ分からず、整理できず、とにかく助けてほしい。そのような状態となる障害（病気）なのです。周囲の人が言う「ああしたら良い」、「こうしたら良い」は、出来ないけれども重々承知の上です。思いが伝わらないからこそ声を荒げたり、反抗的になったり、諦めたりするしかないのです。当事者も人格をもった普通の人間でありプライドもあります。自分らしくあるために障壁や課題も多くありますが、人並みの欲求や願い、希望もあります。大多数の人々のように自分らしく楽しく、普通に生きていきたいだけなのです。

もし、あなたが 支援を受ける状態となったとき、あなたの思い描く支援とはどのような支援でしょうか。もし目の前にいる当事者が、自分自身だったらどうでしょうか。

本人の希望に沿った支援といっても、本人の希望がモヤモヤしておりハッキリせず、伝わらないとき、どのようにしたら良いのでしょうか。その人の意思の表出には、当事者の本心に寄り添った信頼関係の中から生まれ、それに気づくフォロワーという存在が重要であり、それを本人とともに本人の言葉で表出できれば、支援も変わるのではないのでしょうか。代弁は、支援者の価値観と想像というフィルターを通すことにより、少なからず錯誤が含まれるため、本人発が重要となります。

私は今回のアドボケートとしての活動を経験して、独立した立場から活動状況を見ることの重要性を把握しました。フォロワーも最初は、「何かしてあげたい」という気持ちが強く、また事業所のサポート的役割に立つ場合もあり、事業所の側ではない支援者ではない、本人の味方でありよき理解者である支持者としてのスタンスを確認しながら方向修正することもアドボケートの重要な役割だと感じました。また、本人の権利は誰の価値観に基づくものだろうかという視点から、本人の利益を守るため良かれと思っていても、本人が望んでいなければそれは逆効果です。実際支援していると本人の望みと支援者側の考える価値観や本人の利益のズレによりジレンマも生まれます。それを第三者として支援する側視点でなく本人視点で捉え、第三者だからこそ見える点に関して助言する重要性も実感しました。本人の為と言いつつ支援者都合の支援はいたるところに存在します。本人の権利を直視した周囲の利益に左右されない独立したアドボケートという役割を、どう機能させるかが「カギ」のように感じています。

そしてフォロワーに関して、専門職ではない点にも価値があります。当事者活動をしていると、たまに来る専門職ゆえに身構えてしまい、素直に本心で話せない、遠慮してしまう等、支援する側、される側の関係になりやすいように感じます。しかし、一市民であるフォロワーであれば、敷居も低く対等な関係性を築くことが可能ではないでしょうか。また、フォロワーの報告や気づきにより、アドボケイトが第三者として見守ることで、本人を取り巻く周囲からの権利侵害を未然に防ぐことが可能となります。フォロワーは、様々な価値観、状況、状態の人々が共に生きる地域づくりをしており、病気や障害があっても共に笑い、共に悩み、共にチャレンジする、よき理解者であってほしいと思います。そんなフォロワーが増えることで、よりよい希望の持てる未来をみんなで思い描いていきたいと思います。

さらに、アドボケイトとしての重要な視点として、当事者目線があげられます。一般論で片付けてしまえば利用する側の権利を侵害します。当事者であっても人間です。プライドもあり、決して可哀そうな人ではありません。ただ、大多数の健常者の効率や利便性、マジョリティ優先の当たり前の社会の中でマイノリティゆえの障壁があり、感じているけれども、普通の人間です。私も嫌な思いも多く経験してきており、自分がそうだったからこそ思いが強く、譲れない、気づける、当事者や経験者であるピアの視点も重要だと感じています。ピアは健常者では気づかない視点があり、ピアの視点も取り入れつつアドボケイトとして機能する取り組みができれば、さらにより良い社会へ向かうと信じて、皆様とともに取り組んでいきたいと思います。

エ 合議体

権利擁護支援委員会（合議体）とは？

——支援と支持のバランス「天秤」の針を見つめ、必要に応じて調整します。

フォロワーシステムは、「自分の人生を自分で選び、動かす力を支える仕組み」です。意思決定支援の中心にいるのは本人とフォロワーですが、支援者（赤の事業者）との関係が適切に保たれていなければ、本人の選択が不当に制限されたり、フォロワーの役割が弱められたりする可能性があります。

このバランスを見極め、調整するのが「権利擁護支援委員会（緑）」の役割です。支援者側と本人・フォロワー側の天秤の針が、本人・フォロワーの側にしっかりと向いているか？ 支援者の意向が過度に反映されていないか？ 権利擁護支援委員会のメンバーは、まさにこの針を見ながら「支援のバランス」を調整する役割を担っています。

この委員会には、三つの重要な機能があります。

① 赤の事業者の金銭管理や支援の在り方等に対する監督機能

本人の金銭管理等は、原則として本人が行うものですが、必要に応じて事業者がサポートすることもあります。しかし、その際に適切な管理がなされているか、本人の利益が損なわれていないかを確認する仕組みが必要です。委員会から派遣される権利擁護支援専門員（金銭管理担当）は、まさにこの役割を担います。事業者による金銭管理等を定期的を確認し、本人の財産等が適切に扱われているかをチェックし、必要に応じて助言を行い、事業者が適正な管理を進められるよう支援します。

また後述するように、フォロワー及び権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）によって、本人に対する事業者による支援の在り方についても確認していきます。これは事業者の監視ではなく、むしろ事業者が適切な支援を行うための気づきが得られる機会にもなります。

② 独立アドボケイトとの協働によるフォロワー支援機能

フォロワーは本人の「支持者」として活動しますが、ときには「どう関わればよいのか？」と悩むこともあります。また、フォロワーが事業者と関わる中で、事業者の考えに影響されすぎると、「本人の支持者」としての役割が弱まってしまうこともあります。こうしたときに頼れるのが委員会から派遣要請を受けて対応する権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）です。フォロワーが活動の中で困難を感じたとき、アドボケイトが相談にのったり、具体的な対応の助言を行ったりすることで、フォロワーが本来の役割を維持しやすくなります。実際にアドボケイトが関与することで、フォロワーが本人との関係を深め、「支援者」ではなく「支持者」としての立場を取り戻したケースも多くあります。

③ 見解の相違がある場面における調整機能と独立アドボケイトによる調査・代弁機能

本人が自分の意思を表明し始めると、事業者や支援者との間で意見の相違が生じることがあります。これは、本人の選択の自由が広がった結果であり、決して悪いことではありません。しかし、そのままでは深刻な対立状況に発展してしまう可能性もあります。

例えば、本人が「外出して自由に買い物をしたい」と希望しても、事業者側は「転倒の危険があるので難しい」と判断する場合、どうすればよいでしょうか？このような場合に、権利擁護支援委員会が「調整役」として機能します。

<意見の相違に対する合議体の対応例>

- ① 事業者の意思決定支援や制度の理解不足に起因する場合
委員会（事務局・合議体）が事業者の理解を促すための助言や情報提供を行う。
- ② 本人の意思表示の内容に関する意見の相違がある場合
本人・フォロワーが事業者と交渉できるよう、後方支援（工夫・アイデア提供）を行う。
- ③ 本人及びフォロワーによる交渉だけでは解決が難しい場合
 - 権利擁護支援専門員（金銭管理担当／意思決定支援担当）による調査報告を依頼する。
 - 既存の支援の仕組みの中で協議の場を設けることを提案する。
 - 既存の仕組みでは困難な場合には、合議体が「協議の場」を設け、建設的な対話を促す。
 - 合意に至らない場合、委員会としての「勧奨」（意思決定支援ガイドライン等に基づく助言）を実施。
 - 事業者が合理的理由なく改善に応じない場合、自治体に適切な権限行使（事業所の排除通告、虐待防止法に基づく介入など）を促す。

※本マニュアル執筆時点では、委員会（合議体）には独自の法的権限がありませんが、実効性のある相互牽制機能の確保の観点から、今後、モデル事業が法制化された場合には、委員会（合議体）が一定の権限を持ち、改善を促す仕組みが設けられることが望まれます。

<本人の納得を重視するフィードバックの仕組み>

重要なのは、「本人の希望がすべて叶うこと」ではなく、「その過程で本人が納得できる形で説明を受けること」です。たとえ希望が通らなかった場合でも、事業者が丁寧な説明を行い、なぜそのような判断がなされたのかを本人が理解できるようにすることが求められます。

豊田市の場合、合議体の委員には、当事者、市民後見人、高齢者福祉支援者、障がい福祉支援者、弁護士が担っています。権利擁護支援委員会では中立な立場として、各主体的な役割の代表者で構成され、それぞれの立場や目線から意見をいただけるような仕組みとなっています。

権利擁護支援委員会の議論の内容は、事例の報告を通して、事業の仕組みや約束事の整理などを行っています。具体的には、フォロワー交代のフローの確認や本人の入退院等の連絡方法などがそれにあたります。

フォロワー支援の仕組みとして、権利擁護支援委員（アドボケイト担当）との定期的な面談を行っています。面談だけではなかなか解決が見込まれない場合もあります。その場合には権利擁護支援委員会での検討の上、権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）を現場に派遣する要請を出すこともあります。

また、権利擁護支援委員会では、不適切と思われるようなケアが行われていないかなど生活基盤サービス事業者に対して、対応の改善を求めることもあります。

【コラム】 権利意識を持った当事者に 権利擁護支援委員会の委員として参加してほしい

特定非営利活動法人 ユートピア若宮 理事長 木本光宣氏

【権利擁護支援委員会の委員をやってみて感じたこと】

初めは権利擁護と聞くと難しく捉えてしまいましたが、障害当事者として過去や現在、日々起こる権利侵害の経験を生かしてやればいと捉えなおして、やらせていただきました。

それでも、福祉職をしているため、問題を解決しようとする意識が出てしまうことがありました。そんな時は自分の過去も振り返りながら、結果ではなく権利を守ることを優先していくことが役割であるということを常に意識することがとても大切なことだと感じると同時に健常者と言われる人たちが作った常識や社会のルールの中で結果を意識しないということの難しさも感じました。

【フォロワーに期待すること】

私は先天性の脳性マヒで知的障害や精神障害はありませんが、12年間養護学校と自宅又は寄宿舎のみの環境、卒業後はそのまま授産所に入り、その時にユートピア若宮の立ち上げに参加しました。今思えばこの当時の私は一般社会から孤立し社会的障壁により、意思決定支援を受ける対象だったとも言えると思います。

そんな中、典型的な意思決定はユートピア若宮に就職すると決めた時だと思います。授産所で3年間通所し、たまたまメルセデスベンツジャパンに就職することができました。そんな企業をわずか3年で辞めて、しかも何の保証もないユートピア若宮に就職するなど明らかに不利益になりそうな決断でした。

そのため周囲の反応も賛否が分かれており、わざわざ私の自宅に電話して、思いとどまってはどうかと言ってくる人もいました。このように批判されたりすると、この決定は、社会的にはあまりいいものではないのだろうと感じられました。

で、何が言いたいかということですが、私の意思決定を最後まで支えてくれたのは仲間やユートピア若宮のボランティアさんです。つまり私の意思決定について何の責任も負っていない人ばかりだったのです。そして、それでも応援してくれる人が後押ししてくれるから決めることができ、その人たちに私の意思決定に対する責任がないからこそ、たとえ結果が良かろうが悪かろうが、その人たちのせいにするのではなく、自分自身で決めたのだと納得できたのではないかと思います。

そう考えると専門家より圧倒的に責任が少ないこのフォロワーには、意思決定したこと、又は意思決定する過程での、無責任ながらも圧倒的な味方であることを期待しています。

【権利擁護支援委員会に当事者が参画する意義】

最初に述べたように権利擁護ではなく、どうしても問題を解決しようとか、転ばぬ先の杖的な思考が出てしまうところを日々権利侵害や差別を受けている当事者が参画することでチームとしてのブレを修正していけることの意義は大きいと思います。したがって、当事者というだけでなく、権利意識をしっかりとった当事者が参画しなければならないと思います。

IV フォロワーシステムを地域で構築するための5つのステップ

フォロワーシステムを地域に根付かせ、持続可能な仕組みとして運用していくためには、計画的なステップを踏みながら、関係者の協力を得て構築していくことが不可欠です。以下に、3つのステップとそれぞれの論点を示します。

ステップ1 地域の実情を把握する（ニーズアセスメント）

- **地域の意味決定支援の現状と課題は何か？（理想と現実のギャップは？）**

意思決定支援については、介護、福祉、医療現場のほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援の場面でも提供することが必要とされていますが、実際に、以下のように、適切な意思決定支援を受けられていないようなケースがあるかもしれません。

- **意思決定に困難を抱えるが、成年後見制度の対象とはなりにくい場合**
成年後見制度は、本人の判断能力が相当程度低下している場合に適用される制度であり、軽度の認知症や発達障害のある人、精神疾患を抱えながらも一定の自己決定能力を持つ人などには十分な支援が届いていない場合があります。また、今後の民法改正により、成年後見制度がスポット型対応の制度となった場合、同制度利用前又は終了後の新たな支援の枠組みが必要となることが予測されます。
- **日常生活自立支援事業の利用が十分に進んでいない場合**
実施主体が都道府県社協に限られ市町村の関与が難しく、財源や支援の格差、支援員の確保等が課題となり、十分な利用が進んでいないことが指摘されています。意思決定支援が不十分なまま利用が進むケースもあるとされています。
- **その他支援を必要とする本人の意思が尊重されにくい状態になっている場合**
支援を受ける際の選択肢が限定されていたり、支援者側が「本人にとって最善」と考える対応を押し付けてしまったりするケースが見られます。

- **フォロワーシステムの利用者像は？（どのような人が対象になるのか？）**

フォロワーシステムが支援する対象者としては、「既存の制度では十分に支えられておらず、意思決定の場面でサポートを必要としている人」が想定されています。具体的には以下のような層も想定されますが、あくまでも一例です。

- 高齢者（認知機能が低下しつつあるが、自己決定を維持したい）
- 障害のある人（知的障害・発達障害・精神障害・身体障害など）
- ひきこもりの人（社会とのつながりが希薄で意思決定の機会が乏しい）
- 身寄り問題を抱える人（意思決定を相談できる身近な人がいない）
- 社会的障壁としての「障害」がある人（周囲の影響力により自分の意思決定に影響を受けやすい） など

ステップ2 事業の目的と目標（目指す効果）を明確にする

- フォロワーシステムを導入することで、地域にどのような変化をもたらしたいか？

事業実施主体（自治体、社会福祉協議会、NPO等）がフォロワーシステムを導入する目的を明確化します。どのようなニーズに対する支援の仕組みであるかにかかわらず、その仕組みが本システムの実装によってどのような変化をもたらすのかを明確にし、成果を可視化することが求められます。そこで、ロジックモデルを活用し、最終目標（アウトカム）から具体的な活動（プロセス）までの関係を整理しながら、目的・目標を設定していきます。

1. フォロワーシステム実装における最終目的（最終アウトカム）

本人が様々な状況や状態にあっても、自律性と主導権が確保された生活を送れる社会を実現する

- 本人が自分の希望に基づいて選択し、決定し、その決定が尊重される社会の実現
- 障害や高齢、社会的困難を抱える人々が、適切な意思決定支援を受けながら、自分らしい生活を送ることができる

2. 戦略目標（中間アウトカム）

本人が支援を受けながらも主体的に生き、目指す未来に向けて歩み始める

- フォロワーシステムが実装されることにより、本人が自分の希望や価値観に基づいて決定を行い、社会の中での役割や未来を見据えて行動できるようになる。

（検討しておくべきこと）

- 本人が自らの意思を形成し、表現するためにはどのような支援が必要か？
- 事業実施主体、支援者（事業者等）、フォロワー、権利擁護支援委員会／アドボケイトはそれぞれどのような役割を担うべきか？

3. 直接アウトカム（具体的な目標）

① 本人が自分の思いを形成し、表現できるようになる

- フォロワーの定期的な訪問や対話を通じて、本人が自らの希望や選好を言語化できるようになる
- 本人の発信が増え、それが支援のプロセスに反映されるようになる

② 周囲が本人の希望や思いを第一とし、不当な影響を与えなくなる

- 支援者が「本人の希望に基づく決定を尊重する」という姿勢を持つことが標準化される
- 本人の選択肢を制約する要因（安全面の過剰な配慮など）を減らし、より柔軟な支援を提供できる環境を作る

③ 本人を支える人たちが本人の思いを受容し、支援・理解している

- 本人の発信を周囲が受け入れ、支援の在り方を見直すプロセスが確立される
- 支援者間の連携が強化され、フォロワーも委員会／アドボケイトと適切に連携できる

④ 本人を支える人たちがそれぞれの役割に沿って本人の思いを応援している

- 事業実施主体、支援者、フォロワー、委員会／アドボケイトが各自の役割を理解し、支援の質を向上させる
- 本人の選択が周囲に適切に共有され、支援が円滑に進む

ステップ3 当該地域が目指す効果を達成するために必要な フォロワーシステムを地域の実情に合わせて導入する

フォロワーシステムを地域で展開する際には、地域の特性に応じた柔軟な実施モデルが求められます。以下の3つのモデルを参考に、自治体や関係団体が自地域に適した方法を選択・カスタマイズすることが重要です。また、各主体の役割についても整理しておきましょう。

① 地域における意思決定支援の浸透・充実を目指すフォロワーシステム（Aプラン）

すでに地域活動をしている人々が、新たに「フォロワー」の視点を学ぶことで、自然な形で意思決定支援を浸透させることができます。

実施主体（事務局）がフォロワーを育成し、フォロワーが独立アドボケイト（フォロワー活動支援員）による活動継続支援を受けて、支持者の立場を維持しながら活動することが想定されています。特定の支援者（事業者）に対する牽制は想定しておらず、権利擁護支援委員会は事務局機能のみであることから、エントリーモデルとして始めやすいことがメリットです。ただし、本人と支援者との間に意見の相違・対立があるような場面では、本人及びフォロワーに対する十分なサポートが困難となる可能性があります。

② 標準的な権利擁護支援の仕組みとしてのフォロワーシステム（Bプラン）

本人の意思決定に対する一定の影響力のある支援者を「赤」と想定し、独立アドボケイトによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会（合議体）が「赤」へ助言・監督する体制を整えます。

意思決定支援の充実とともに、主として日常生活上の意思決定場面における支援者（事業者）への相互牽制機能が実装された支援付き意思決定の仕組みとなることが期待されています。

③ 特に影響力の大きい支援者（事業者）に対する相互牽制機能を確保したフォロワーシステム（Cプラン）

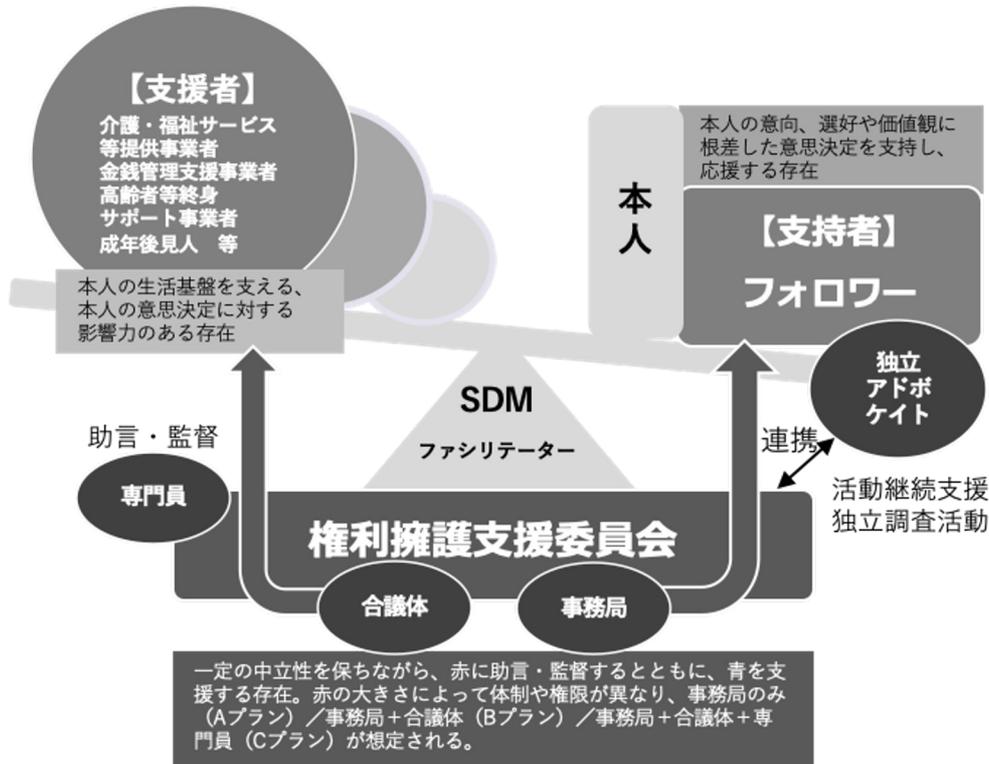
金銭管理に関わる事業者、高齢者終身サポート事業者等、本人の意思決定に対する影響力が大きい支援者を「赤」と想定し、当該「赤」に対する相互牽制機能を十分に確保するため、独立アドボケイトによるフォロワー活動継続支援及び独立調査機能並びに権利擁護支援委員会（合議体）による介入権限を強化します。

このような仕組みを実装することにより、日常生活場面だけではなく、社会生活上の意思決定場面においても、支援者（事業者）等による不当な影響力の行使を防ぐ仕組みとなることが期待されています。

参考：資料7 **豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担の改定案（2024.10）**

小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的发展イメージ ver. 3

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



Aプラン 「意思決定支援充実モデル」

- ・認知症サポーター講座・傾聴ボランティア講座等修了者
 - ・市民後見人養成講座修了者（活躍支援の観点）
 - ・障害のある当事者、当事者との協働経験のある者 など
- ※事業実施主体（事務局）がフォロワーを育成し、フォロワーが独立アドボケイトによる活動継続支援を受けて、**支持者の立場を維持しながら活動する。**主として**意思決定支援の充実機能に重点を置く。**特定の「赤」は想定しない。
- フォロワー候補者

Bプラン 「権利擁護支援モデル（標準型）」

※**本人の意思決定に対する一定の影響力のある支援者を「赤」と想定し、独立アドボケイトによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会（合議体）が「赤」へ助言・監督する。**意思決定支援の充実機能+相互牽制機能の確立をもって支援付き意思決定（意思決定支援）を確保することに重点を置く（主として日常生活上の意思決定支援に対応）

Cプラン 「相互牽制機能強化モデル」

※金銭管理に関わる事業者、高齢者終身サポート事業者等、**本人の意思決定に対する影響力が大きい支援者を「赤」と想定し、独立アドボケイトによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会（合議体+専門員）が「赤」へ助言・監督する。**合議体には法的介入・ADR機能を、専門員には調査権限を付加し、相互牽制機能を強化することをもって支援付き意思決定（意思決定支援）を確保することに重点を置く（日常生活上の意思決定支援に加えて、社会生活上の意思決定支援に対応）

ステップ4 フォロワーシステムを機能させるために必要な各主体への研修・活動継続支援等を実施する

まず、フォロワー養成は、研修としての「フォロワー導入講座」「フォロワー実践講座」、そして活動継続支援としての「フォロワー面談」によって体系的に進められます。

(1) フォロワー導入講座

フォロワーは支援者ではなく、本人の側に立ち、意思を尊重しながら伴走する「支持者」としての立場を維持することが重要です。そのため、フォロワーとは何かについて学ぶこと以上に、本人とフォロワーの関係性をしっかりと理解することから講座は始まります。

目的

講義や演習を通じて「先ず本人の声や思い・選好を聴く」ことの大切さについて体験的に学びます。その後、フォロワーとしてどのように活動するかの概要を理解します。ここでは知識よりも関わりかたの基本を共有し、「最善の利益」原則ではない姿勢について学びます。

内容

講義を踏まえ、演習を重ねて理解を深める構成をとります。主な内容は以下の通りです。

- **オリエンテーション**
 - フォロワーの基本的な役割や考え方について簡潔に説明
- **演習1：「決められた体験」**
 - 他者から一方的に決定されることの体験を通じて、本人意思を尊重することの重要性を理解する
- **講義1：「障害の理解と社会モデル」**
 - 医学モデルから社会モデルへの転換を学び、障害が社会との関係性の中で生じることを理解する
- **演習2：「あなたについて一緒に考える」**
 - 研修パートナーとともに好きなことや将来の夢を書き出す作業を通じて、パートナーの視点に立って考え、本人の意向や価値観を第一に尊重する姿勢を学ぶ
- **演習3：「振り返り」**
 - これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことを共有
- **講義2：「意思決定フォロワーの活動について」**
 - 実際のフォロワーの活動の流れについて学ぶ

対象

- 本人の意思決定を支えたいと考える市民、当事者やその家族

講師

- 障害当事者、フォロワー支援専門員（独立アドボケイト）、福祉・法律・教育関係者
- 特に、「演習2」で受講者が【本人の話を聴く】を学ぶ相手をする「研修パートナー」の参加準備が重要です。

(例) 豊田市での講座実施



意思決定フォロワーの育成等について

○ 現在活動している意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者に対して、お互いが活動の中で感じていることや、それぞれの立場や視点から意思決定支援についての考えや気づきを事例を通じて共有する「フォローアップ講座」を実施。

○ また、市民参加による権利擁護支援活動として、意思決定フォロワーへの参画を促す「導入講座」については、令和6年10～11月において、市民からの受講への要望の多さも受け、3回に回数を増やして実施する。

▽ **フォローアップ講座**

目的	意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者同士で日々の活動の振り返りやそれぞれの目線を確認し合うことで、今後の活動を充実させるため。	
内容	① オリエンテーション・全体説明 ② フォロワー活動への疑問等の意見交換（カラー別グループワーク） ③ グループ意見交換 「実際あった事例について、それぞれの視点で考えてみましょう」 ④ まとめ	
参加	20名 (フォロワー、バンク登録者、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員等)	

▽ **意思決定フォロワー導入講座**

目的	意思決定フォロワー等の市民参加による権利擁護支援活動の導入として、これまでの捉え方や考え方は違うことを演習等を通じて学ぶため。	
日程	① 10月27日(日)	
定員	② 11月6日(水) 各回20名、計60名(各回とも定員到達済) ③ 11月8日(金)	



参考：とよた意思決定フォロワー導入講座カリキュラム（平日1日コース）

開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 (あいあらく代表) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ～医学モデルから社会モデルへ～	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		

(2) フォロワー実践講座

目的

フォロワー導入講座を受講した人が、実際の支援現場で直面する課題を理解し、フォロワーとしての実践力を高めることを目的としています。

内容

- **オリエンテーション**
 - 講座の趣旨説明
- **先輩フォロワーの活動事例（ミニシンポジウム）**
 - 既にフォロワー活動をしている方々の体験を聞き、具体的な活動のイメージを深める
- **フォロワー同士の意見交換（座談会）**
 - グループワークを通じて、フォロワー活動に関する疑問や課題について意見交換
- **ミニ講義・振り返り**
 - アドボケイトの視点からフォロワー活動の意義や課題について講義を受け、学んだことを振り返る

対象

- フォロワー導入講座を受講済みの方、既にフォロワーとして活動している方、フォロワーの登録者（フォロワー候補者）

講師

- 先輩フォロワー、フォロワー支援専門員（独立アドボケイト）、豊田市関係者

(3) フォロワー面談

これら2つの講座に加え、フォロワーはフォロワー支援専門員（独立アドボケイト）等との面談を行う機会を持ちます。27頁、30頁でも触れているとおり、面談ではフォロワーが書いた報告書に基づき、活動を振り返るとともに、報告書の書き方についても学びます。マッチング等の手続きを経るとはいえ、フォロワーは「こんな話しかけ方で良かったのだろうか」「他にやるべきことはなかったのだろうか」「逆にやりすぎだったのだろうか」など不安で心細いかもしれません。独立アドボケイトとの面談は、そのようなフォロワーの会話や行動について良いところを見つけ、あるいは改善すべきところを見出しながら、フォロワーを支える大切な役割を持ちます。

まとめ

フォロワー導入講座と実践講座、そしてフォロワー面談は、意思決定フォロワーとして活動するために大切な姿勢を学ぶための重要な機会です。フォロワーは支援者ではなく「支持者」として、本人の価値観や意向を尊重しながら関わるのが求められます。そのため、養成講座やフォロワー面談では、単なる知識習得ではなく、実践的な演習や話し合いと振り返りを通じて「本人の側に立つ視点と姿勢」を体得することが重視されます。

(例) 豊田市での講座実施

とよた意思決定フォロワー実践講座の開催について



○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動する方や、バンク登録しこれからフォロワーとして活動が予定される方に対し、フォロワー活動について考える機会としての講座を実施（豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出）。

1 日時

令和6年2月13日（火）午後1時30分～午後4時30分

2 参加者

合計 16名

うち、意思決定フォロワー又はバンク登録者 10名、権利擁護支援委員会委員 6名



とよた意思決定フォロワー実践講座カリキュラム



開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活動のお話しを聞いてみましょう（ミニシンポジウム）	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、実際の様子や思いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巢さん・倉田さん （意思決定フォロワー） 木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長） 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士で話してみよう（座談会）	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	2グループ
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロワー活動の意義などをふりかえりとともに知る。	名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
16:30	終了		

(4) 支援者向け意思決定支援研修

ア 研修の目的、対象者

先ほどの(1)～(3)はフォロワーの養成に直接関わるものでしたが、本研修は、フォロワーシステムに関わる支援者(生活基盤サービス事業者、相談支援専門員、福祉職、医療職、市民後見人等)が、意思決定支援の基本的な考え方を理解し、適切な支援を行うための知識とスキルを習得することを目的としています。

特に、フォロワー(青)、生活基盤サービス事業者(赤)、権利擁護支援委員会(緑)のそれぞれが関わる場面での意思決定支援の在り方を整理し、本人の意思を尊重しながら適切な支援を提供するための具体的な方法を学びます。

イ 研修の構成

本研修では、意思決定支援の基本的な考え方、支援の在り方、フォロワーシステムの目的などをオンラインで学びます。なお、対面形式での実施も可能です。

- ▶ 「支援者向けオンデマンド基礎研修 前説明」
研修全体の目的と構成を説明、支援者が意思決定支援を学ぶ意義
- ▶ 「フォロワーシステムが目指すもの」
フォロワーシステムの概要、支援者と支持者の違いについて
- ▶ 「意思決定支援ガイドラインの構造 認知症ガイドラインに基づく意思決定支援のプロセス」
- ▶ 「意思決定支援の基本的な考え方と姿勢」
本人中心の意思決定支援の考え方、本人の声を尊重するために意識すべきこと
- ▶ 「意思決定支援のためのファシリテーションについて」
意思決定支援の場面における適切な対話の進め方、関わり方の実践例
- ▶ 「障害のとらえ方と権利について」
障害者権利条約と意思決定支援の関係、本人の権利を尊重する支援とは
- ▶ 「私のことは私といっしょに決めてほしい」
当事者の視点から考える意思決定支援とは、支援者が意識すべきポイント

(5) 意思決定支援スキルアップ研修

ア 研修の目的

スキルアップ研修は、(4)の意思決定支援研修で学んだ知識をさらに深め、実際の支援現場で活用できるスキルを習得することを目的としています。

本研修では、フォロワー（青）、生活基盤サービス事業者（赤）、権利擁護支援委員会（緑）などの関係者が連携しながら、本人の意思決定を支える実践的な方法を学びます。

特に、以下のような場面で役立つスキルを重点的に習得します。

- ・ 本人の意思を確認するための具体的な手法
- ・ 意見の相違が生じた際の調整技術
- ・ 意思決定支援のプロセスの実践的な活用

イ 対象者

- ・ フォロワー（青）
- ・ 生活基盤サービス事業者（赤）
- ・ 権利擁護支援委員会（緑）のメンバー
- ・ 成年後見人・市民後見人
- ・ 相談支援専門員、介護支援専門員
- ・ 福祉・医療分野の専門職
- ・ 自治体職員・支援関係者

ウ 研修の構成

▶ 実践的意思決定支援ファシリテーション研修

ワークを通じて本人の内なる思いを紐解き、意思の表出を支援する会話のスキル取得を目指します。あなたが気づかなかった思いを本人が語ってくださるようになるかもしれません。

▶ トーキングマット研修

絵カードを使ってコミュニケーションに難しさのある本人が大切にしている思いや希望、揺れる心をご本人と一っしょに見える化していきます。本人の思いを周りの人と共有して、支援に活かす第一歩になります。

▶ リスクの捉え直し研修

本人がやりたいことに対し、リスクと可能性のバランスを再度見直し、支援の幅を広げるための考え方と、新しい挑戦のチャンス提案します。本人のチャレンジしたい気持ちを大切にしたい取り組み方を発見できます。管理者の方は是非とも！

▶ 選好の記録化と共有研修

重い障害で話すことが難しい人や言葉がない人であっても、選好の情報収集や共有・蓄積・更新のあり方のあり方を見直し、そのコツを習得して、ご本人の好き嫌いを支援に活かしていけるようにします。

(6) 独立アドボケイト養成講座

ア 養成方法

独立アドボケイトの養成は、理論と実践を組み合わせた体系的な研修カリキュラムに基づいて行われます。基本的な考え方や倫理を学ぶ講義と、実際の支援場面を想定した演習やケースワーク、その後の実地研修や意思決定支援に関わる専門スキル研修等とを組み合わせることで、独立アドボケイトとしての基本姿勢と現場で求められるスキルを身につけます。

同カリキュラムでは、単に知識を学ぶのではなく、アドボカシーの本質を理解し、活動の際に「本人の支持者、代弁者としてどのように関わるべきか」を深く考える機会を提供します。

なお、フォロワーシステム上の独立アドボケイトとしては、第3章で触れたフォロワー支援専門員とフォロワーシステムに係る独立アドボケイト（FSIA）の2種類が想定されていますが、ここでは主に前者について述べるものとします。

イ 養成上のポイント

● 本人の「支持者」としての立場を徹底すること

独立アドボケイトは、本人に対する代理権、取消権等の権限を持つ存在ではなく、緩やかなアドボケイトであるフォロワーと同様、本人の意向、選好及び価値観の「支持者」です。本人の最善の利益を代弁するのではなく、本人の表出された意思や価値観を最大限に支える活動を行います。フォロワー支援専門員の場合には、フォロワーが支持者としての立ち位置を維持して活動できるようコーチングを行い、間接的に本人を支えます。

● 独立性・守秘性を確保すること

独立アドボケイトは、権利擁護支援委員会や他の支援機関から指示を受けて行動するのではなく、アドボケイトとしての理念・行動指針を拠り所として、独立した立場で活動します。また、各種法規に基づく通報義務等に反しない限りにおいて、アドボケイトは、本人又はフォロワーとのやり取りから得られた本人に関する情報を本人の同意なく開示しないという意味で、守秘義務を負います（なお、独立アドボケイトがフォロワーとの面談及び独自の調査結果を踏まえた報告書を権利擁護支援委員会に提出し、同委員会等において発言することは、フォロワーシステム上当然に予定されていることから、当該制度の利用を希望する本人の事前同意があるものと整理しています）。

● 意思決定支援及びアドボカシーの意義や手法を学ぶこと

独立アドボケイトの意義や手法を学ぶためには、障害者権利条約（CRPD）の理念や、支援付き意思決定（Supported Decision-Making, SDM）に関する知識やスキルを身につけることが重要です。そのため、イギリスのMental Capacity Act（意思決定能力法）における独立アドボケイト（IMCA）の実践など、海外の制度や実践事例も学びます。

● 実践を伴うカリキュラム構成としていること

講義だけでなく、ロールプレイやグループワークのほか、いわゆるOJTを通じて、独立アドボケイトとしての資質と技術が身につけているかを確認します。

ウ 養成対象者

独立アドボケイト養成講座の対象者は、次のような人々を想定しています。

- **当事者活動経験やフォロワー活動経験のある市民、障害のある当事者**

障害のある当事者、過去にフォロワー活動の経験がある人、権利擁護支援委員会（合議体）委員としての活動経験がある人等、フォロワーシステムの利用対象者に近い立場で活動した経験がある人、社会的障壁に直面した経験がある人が推奨されます。

- **福祉・法律・医療分野の専門職**

ソーシャルワーカー、司法専門職、ケアマネジャー、医療従事者など、意思決定支援の実践に関わる専門職の参画も想定されています。ただし、専門性があるがゆえに最善の利益の視点から離れることが困難となる場合もあるため、アドボケイトとして活動をする場合には、専門職としての知識、経験や価値観を一旦白紙にしたうえで臨む（「専門職の帽子を取る」「支援者メガネを外す」などと表現されます。）ことが求められます。

エ 講師

講師陣は、独立アドボカシーや支援付き意思決定、国内外のアドボカシー制度に精通した有識者、実践者、障害当事者など、多様な立場の人々で構成されます。

- **障害者権利条約（CRPD）や支援付き意思決定、アドボカシーに精通した有識者・実践者**
アドボカシーや支援付き意思決定に関する国際的な動向や法的背景、倫理及び行動指針について講義・演習を行います。

- **実践的なアドボカシー活動を行う独立アドボケイト**

実際の活動現場での経験を共有し、現場で求められるスキルや課題について講義・演習を行います。

- **障害のある当事者**

本人の視点から、アドボカシーの重要性や独立アドボケイトに求めることを伝えます。

フォロワーシステムに係るアドボケイト養成カリキュラム（素案ver.5）

- アドボケイトとして求められる役割（Lv.1A普及啓発、Lv.1Bフォロワー支援、Lv.2独立アドボケイト）に応じた段階的な研修とする。
- 以下の研修及び実践経験を一定期間中に経ることにより修了。（★共通、□Lv.1A、○Lv.1B、☆Lv.2）
- 既存の研修や他の機関が実施する研修との一部組み合わせによる実施も可とする。
- アドボケイトは、必ず当該事業実施自治体内部で養成しなければならないものではなく、全国を対象とした研修実施機関による実施なども考えられる。

①本人中心	★ 障害の理解を深める研修 ★ 支援付き意思決定の理解を深める研修 □ 意思決定支援の理解を深める研修 ○ フォロワーの行動指針と実践に関する研修 ☆ FSアドボケイトの行動指針と実践に関する研修	【例：フォロワー導入講座】 【例：SDM基礎研修】
②エンパワメント	□ 意思決定支援の入門スキル研修 ☆ 意思決定支援の専門基礎スキル研修	【例：SDMスキルアップ研修】 【例：PSF・TM・PREF・PRT】
③独立性・守秘義務	○ ☆ アドボカシーへの理解を深める研修	
④フォロワーシステム 実践	★ フォロワーシステムへの理解を深める研修 □ フォロワーシステム推進員実地研修 ○ フォロワー支援専門員実地研修 ☆ フォロワーシステムに係る独立アドボケイト実地研修	

独立アドボケイトLv.1B フォロワー支援専門員養成カリキュラム（案） ver. 5

レベル	申込条件 ◎必須／○選択／	内容 ○既存 ☆新規	修了後にできること
レベル1B: 意思決定フォロワー支援 専門員養成講座	◎フォロワー導入・実践講座参加 ○フォロワー経験(6か月以上) ○権利擁護支援委員会での活動経験 ○障害当事者団体の活動経験等その他当事者活動従事経験	○ ☆障害者権利条約と支援付き意思決定 ☆フォロワーの行動指針と実践 ☆アドボカシー論(基礎) ☆フォロワーシステムの意義 ☆フォロワー支援専門員の役割と実践 ☆フォロワー支援専門員実地研修	フォロワーとの面談支援を効果的に行うためのマインドとスキルが身につきます。SDM-Japanが認定する「フォロワー支援専門員(Lv.1アドボケイト)」として登録し、専門員活動に関与することができます。

レベル1B到達までの研修イメージ（仮） ※A→Fまで3年以内（C→Fまで1年以内）に終わることを目安とする。

A	B	C	D	E
フォロワー導入研修	→ フォロワー実践研修	→ 専門員募集	→ アドボケイト基礎研修	→ 実地基礎研修 → 専門員登録
- 半日2日 又は - 1日研修	- 半日研修	- 1日研修	- 半年程度	
例：10/27 or 11/6,8	例：11/20		※各種研修と並行して実施することも可能とする。	

※他の地域での研修実施・単位互換も検討

①フォロワーの活動と期待される役割 ②当事者の思いの疑似体験（しがらみの糸） ③研修サポーター（当事者）との協働ワーク ④障害の社会モデル	⑤フォロワー経験交流 ⑥事業者（赤）・権利擁護支援委員会（緑）との意見交換	⑦障害者権利条約と支援付き意思決定 ⑧フォロワーの行動指針と実践 ⑨アドボカシー論(基礎) ⑩フォロワーシステムの意義 ⑪フォロワー支援専門員の役割と実践	⑫実地研修：フォロワー支援の経験者とともに、フォロワー面談・報告書作成・権利擁護支援委員会への報告等の一連の流れを理解する(OJT)	⑬個別面談等の実施
--	--	---	--	-----------

アドボケイト基礎研修（案ver.2） 3月2日（日）午前9時30分～11時50分

時間	テーマ	概要	講師
9:30～ 9:40	オリエンテーション		本間
9:40～ 10:10 (30分)	フォロワーシステムが 目指すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・支援付き意思決定の保障とは ・支援者と支持者を分けることの重要性 (なぜ併存できないのか?) ・フォロワー活動の効果 ・支持者であり続けることの難しさとアドボケイトによるサポートの必要性 	水島
10:10～ 10:30 (20分)	フォロワー支援専門員の 活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロワー支援専門員の登録手続 ・一連の活動の流れ（フォロワー報告書の受領から面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告） 	水島
10分	休憩		
10:40～ 11:50 (70分)	アドボカシーの基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・アドボカシー／アドボケイトとは ・アドボカシーの歴史 ・アドボカシー活動の広がり ・アドボカシーの必要性、メリット ・アドボカシーの原則、行動指針 ・「やってあげる」ではいけない理由は？ ：専門職の帽子を脱ぐこと、自己覚知の重要性 	堀

※司会進行：本間

アドボケイト基礎研修（案ver.2） 3月2日（日）午後0時50分～4時40分

開始時間	テーマ	概要	講師
12:50～ 14:30 (100分)	障害者権利条約の基本理念と 必要性について考える（チョイス&コントロール）	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害」って何？ ・平等、差別禁止、インクルージョン ・当事者が求めてきたこと＝経験談 ・障害者権利条約、基本法などによる裏付け（理念中心） 	当事者 木本・大瀧 × 専門職 長澤・山下 (コーディネーター 水島)
	ワークショップ	上記の点について、受講者同士でディスカッションを行う（グループ分け） ・これまで行ってきたフォロワー活動、当事者活動経験などの共有	ファシリテーター、講師がグループに入る
10分	休憩		
14:40～ 16:20 (100分)	フォロワー面談の在り方（メンタリング・スーパービジョンの手法を学ぶ）	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロワー面談とは ・面談の流れ ・面談時の姿勢 ・面談手法 	名川
	ケース検討	※これまでのフォロワー面談、権利擁護支援委員会における議論を踏まえて、具体的な論点についてグループで検討	ファシリテーター、講師がグループに入る
16:20～ 16:40	モデル研修アンケート・ヒアリング等		本間

※司会進行：本間

ステップ5 フォロワーシステムの実践に係る評価を行う (効果検証と改善策の検討)

(1) 評価の流れ

フォロワーシステム事業の実践に係る評価として重要なのは、本事業の効果を評価することです。そしてこの実践における効果の評価のために、本事業では実践開始時にニーズ評価を、実践開始後1年の段階でプロセス評価とアウトカム評価を、それぞれあらかじめ定められた項目についてインタビュー形式で行います(ステップ2参照)。その際、インタビューを行うものは本事業の内容を理解しているものであり、かつ本事業の実践に直接関与していないものであることが望ましいといえます。

(2) ニーズ評価を行う意味と実施プロセス

ニーズ評価は、本人が本事業を利用する必要があるか否かを確認するために行います。このニーズ評価の実施のタイミングとしては、本人が本事業の利用を開始する段階となります。具体的には、本人の本事業の実施が決まっているもののフォロワーがまだ決まっていない段階、もしくはフォロワーが決まっているもののまだフォロワーが活動を開始していない段階でニーズ評価を行います。

ニーズ評価は原則として本人に対して行いますが、本人がインタビューに回答することが難しい場合もありますので、サービス提供事業者の担当者に対してもあわせてニーズ評価を行います。なお、本人に対してニーズ評価を行うことが可能な場合でも、補足的に情報を得るためにサービス提供事業者の担当者に対してもニーズ評価を行います。また、本人が単独でインタビューに回答することが難しい場合であり、かつ本人の要望がある場合にはサービス提供事業者の担当者等が本人のインタビューの回答を手伝うことがあり得ます。

(3) ニーズ評価の結果の読み解き方

ニーズ評価は4項目から構成されますが、それぞれの項目についてニーズ評価時にはできず、これらのことについて支援が必要だとされ、かつ具体的にやりたいことが本人からあるいは本人が回答することが難しい場合にはサービス提供事業者の担当者から語られた場合に本人に本事業の利用ニーズがあるということになります。但し、本人あるいはサービス提供事業者の担当者から1項目でも支援が必要だとされる項目が挙げられる場合は本事業の利用ニーズありとしていただいて問題ありません。

(4) プロセス評価・アウトカム評価を行う意味と実施プロセス

プロセス評価は、本事業が想定された内容に沿って行われたか否かを確認するために行います。また、アウトカム評価は、本人に本事業において想定される実践の効果があったか否かを確認するために行います。これらプロセス評価とアウトカム評価は、本事業の実践開始後1年の段階で実施します。

参考：資料8 ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目

その際の対象は、プロセス評価では本人、フォロワー、サービス提供事業者の担当者、権利擁護支援委員会（事務局、合議体、専門員）の担当者、事業実施団体の担当者となります。なお、本人の回答がどうしても難しい場合は本人の回答を省略しても差し支えありません。その場合、可能な限り本人の回答を得ることを試みる必要があります。

また、アウトカム評価は原則として本人に対して行いますが、本人がインタビューに回答することが難しいこともありますので、フォロワーやサービス提供事業者の担当者に対してもあわせてアウトカム評価を行います。なお、本人に対してアウトカム評価を行うことが可能な場合でも、補足的に情報を得るためにフォロワーやサービス提供事業者の担当者に対してもアウトカム評価を行います。また、本人が単独でインタビューに回答することが難しい場合であり、かつ本人の要望がある場合にはフォロワーやサービス提供事業者の担当者等が本人のインタビューの回答を手伝うことがあります。

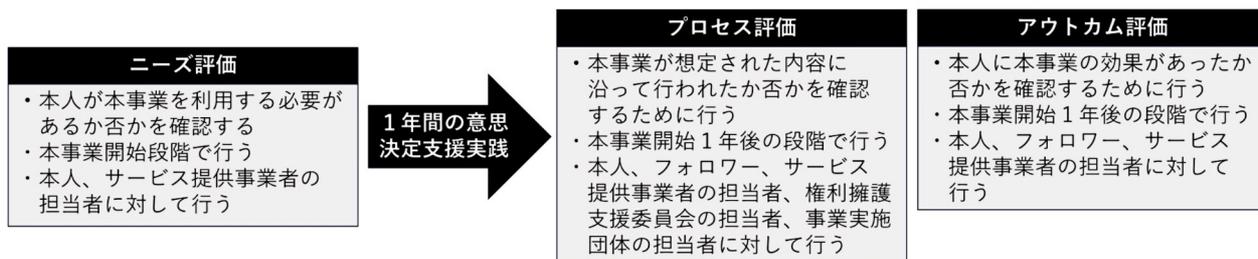
（５）プロセス評価・アウトカム評価の結果の読み解き方

プロセス評価では本事業においてそれぞれ実施が想定された内容について実施できたか否かを確認し、できていない項目についてはできるようになるように改善を図ります。また、アウトカム評価ではニーズ評価においてできておらず支援が必要だとされ、かつ具体的に語られたやりたいことが本事業を通してできるようになったのか否かを確認します。具体的には、ニーズ評価においてニーズありとされた内容について改善が図られたか否かに着目します。その際、本人とサービス提供事業者のニーズ評価とアウトカム評価の結果はそれぞれのケースごとに突合させて本事業により本人のニーズ充足が果たされたのか否かを確認します。

（６）各評価を実施する際の注意点

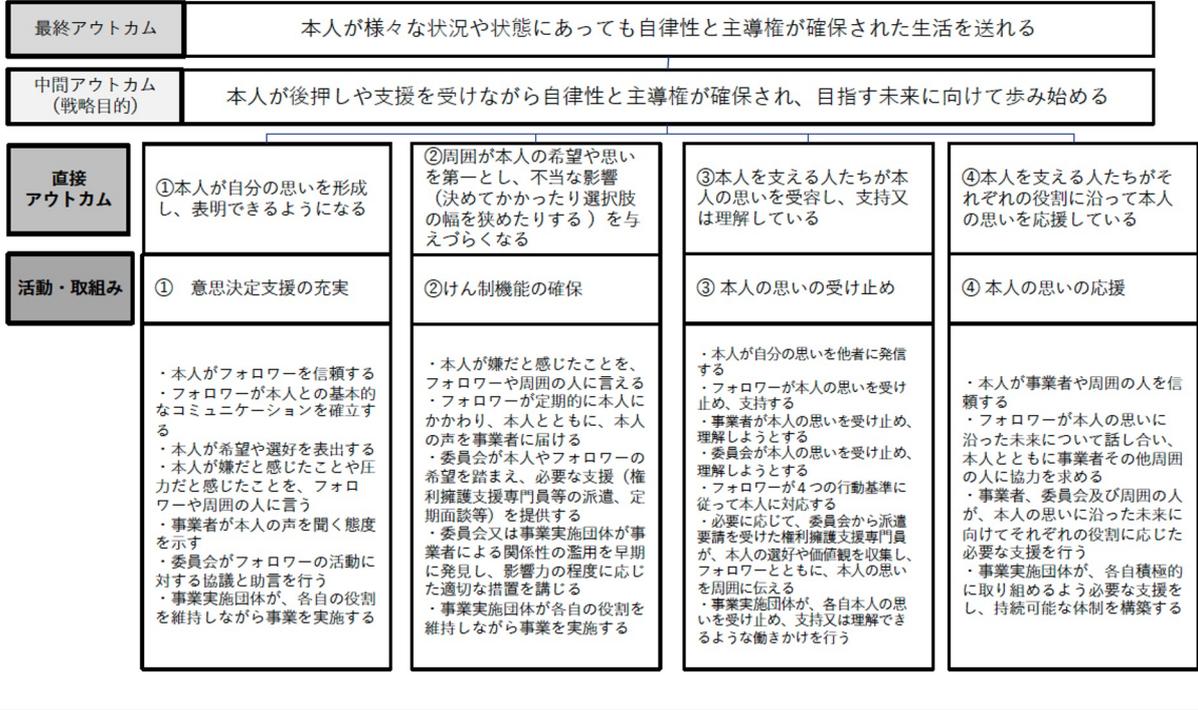
各評価を実施する際に、特に本人に質問する際にはゆっくりかつわかりやすい表現で質問してください。なお、質問する際にはあらかじめ設定した質問の趣旨を変えない範囲であれば質問の内容をよりわかりやすく伝えていただいても問題ありません。また、回答について、「・・・でよろしいでしょうか？」というように、必ず最後に回答内容を確認してください。なお、話を聞く人が回答する人の回答を誘導する、あるいは回答する人に確認をせずに判断することは避けてください。また、確認した内容が聞き取った内容とは異なる場合には正しい内容に評価票の該当項目を書き換えてください。なお、アウトカム評価はフォロワーが関わり始めた当初と比べて現在どのようなになっているかということを確認してください。

また、特にフォロワーに関して「評価」と聞くとかしこまってしまう場合があるので、「評価といっても点数をつけるわけではないので、思っていることを思っている通りにお話してください」などとお伝えし、回答者に過度な緊張感が生じないように心がけてください。



事業評価のためのロジックモデル

- 前年度までに本事業についてのニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価についてのチェックリストを作成し、評価を行ったが、それらのもとになるロジックモデルが作成されていなかったため、ロジックモデルを作成した。



評価WG
評価指標の確定と実施(1)

- 2024年1月
たたき台を踏まえて本事業のロジックモデルの検討を行った
- 2024年3月
検討内容を踏まえて本事業のロジックモデルの確定を図った
- 2024年5月
作成したロジックモデルを基にニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を検討した

評価WG
評価指標の確定と実施(2)

- 2024年7月
ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を確定した
- 設定した項目を用いてプロセス評価とアウトカム評価を以下の日程で実施した
2024年11月15日、16日、17日、25日
12月19日、20日

アウトカム評価(1)

思いを周りの人に伝えられるようになったか	なった	どちらともいえない/わからない	ならなかった
ケース1	フォロワー 事業部	本人	
ケース2	本人 フォロワー 事業部		
ケース3	本人		フォロワー 事業部
ケース4	本人 フォロワー 事業部		
ケース5	本人	フォロワー 事業部	
ケース6		フォロワー 事業部	
ケース7	本人 事業部		フォロワー

アウトカム評価(2)

周りの人が決めてくれるようになったか	なった	どちらともいえない/わからない	ならなかった
ケース1	事業部	フォロワー	本人
ケース2	本人 フォロワー 事業部		
ケース3	本人		フォロワー 事業部
ケース4	フォロワー 事業部	本人	
ケース5	本人	フォロワー 事業部	
ケース6		フォロワー 事業部	
ケース7	本人 事業部		本人 フォロワー

アウトカム評価(3)

周りの人が思いを聞いて理解してくれるようになったか	なった	どちらともいえない/わからない	ならなかった
ケース1	事業部	本人 フォロワー	
ケース2	本人 フォロワー 事業部		
ケース3	本人	フォロワー	
ケース4	本人		フォロワー 事業部
ケース5	フォロワー 事業部	本人	
ケース6		事業部	フォロワー
ケース7	本人 フォロワー 事業部		

アウトカム評価(4)

思いを応援してくれる人ができたか	なった	どちらともいえない/わからない	ならなかった
ケース1	事業部	フォロワー	本人
ケース2	本人 フォロワー 事業部		
ケース3	本人 事業部		フォロワー
ケース4	事業部	本人 フォロワー	
ケース5	本人 フォロワー 事業部		
ケース6	事業部	フォロワー	
ケース7	本人 フォロワー 事業部		

VI 資料集

- 資料 1. 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱 P55
豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト
豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証
- 資料 2. 豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱 P57
意思決定支持者証
本人用マッチング同意・辞退書
とよた意思決定フォロワー用マッチング同意・辞退書
本人と意思決定フォロワーのマッチング報告書
意思決定支持者活動実施記録表
とよた意思決定フォロワー活動報告書
- 資料 3. 豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱 P60
豊田市生活基盤サービス事業指定申請書
豊田市生活基盤サービス事業指定通知書
豊田市生活基盤サービス事業指定更新申請書
豊田市生活基盤サービス事業変更届出書
豊田市生活基盤サービス事業再開届出書
豊田市生活基盤サービス事業廃止・休止届出書
生活基盤サービス事業者月次報告書
金銭管理監督報告書
- 資料 4. フォロワー紹介カード P64
本人紹介カード
- 資料 5. (ひな形) 豊田市生活基盤サービス事業契約書 P65
(ひな形) 豊田市生活基盤サービス事業契約書別紙兼重要事項説明書
- 資料 6. 権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動報告書 P69
- 資料 7. 豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）に P70
おける役割分担の改定案（2024.10）
- 資料 8. ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目について P73

資料 1-1 : 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱

<p style="text-align: center;">豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市が地域共生社会の実現を目指すにあたり、持続可能な権利擁護支援モデル事業実施要領（令和4年5月12日付社援発 0512 第5号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 34）に基づき、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 豊田市は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、意思決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援として、本要綱で定めるところにより、地域生活意思決定支援事業を試行的に行うものとする。</p> <p>(定義及び事業内容)</p> <p>第3条 前条の「地域生活意思決定支援事業（以下「本事業」という。）」とは、豊田市が次項及び第3項に掲げる事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える市民に対する意思の決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援を一体的かつ包括的に提供する事業をいう。</p> <p>2 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 地域生活課題を抱える市民であって、精神上の理由又は社会的障壁により社会生活を円滑に営む上での意思決定に困難を有する者に対し、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、訪問による選好及び価値観の把握、意思の表出及び形成に必要な情報の提供及び支持その他意思決定のために必要な便宜の提供として別に定めるものを行う事業（以下「意思決定フォロー推進事業」という。）</p> <p>3 市長が指定する者は、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、次に掲げる事業（以下「生活基盤サービス事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(1) 日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続又は費用の支払に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに必要な便宜の供与として別に定めるものを行う事業（以下「日常的金銭管理サービス事業」という。）</p>	<p>(本事業に要する費用)</p> <p>第4条 本事業に要する費用の額、支給及び利用者負担額に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(本事業の対象者)</p> <p>第5条 本事業の対象者は、豊田市に住民登録のある者又は豊田市が援護を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 認知症、知的障がい、精神障がいその他の精神上の理由又は社会的障壁により、社会生活を円滑に営むために必要な意思の決定及び社会参加のために必要な金銭管理その他の手段的活動の確保を要する者</p> <p>(2) 前号に該当する者であって、当該課題に対し、親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者</p> <p>(3) 本事業の支援の内容について判断し得る能力を有していると認められる者又は成年後見制度若しくは未成年後見制度を利用している者</p> <p>2 市長は、前項に該当する対象者から、試行的運用の対象となる者を選定する。</p> <p>(利用の登録)</p> <p>第6条 本事業の利用登録を希望する者は、市長が別に定める者に豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト（様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。）を提出するものとする。</p> <p>2 前項による提出があったとき、別添1に基づき、市長が別に定める者は、本事業の利用登録を希望する者との面接により、基準に該当するかどうか確認を行う。ただし、本事業の利用登録を希望する者との面接が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項による確認の結果、本事業の対象者と認められる者は、基本チェックリストの実施結果を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項による提出があったとき、市長は、豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証（様式第2号）を発行するものとする。</p> <p>(本事業の利用)</p> <p>第7条 本事業の利用登録者は、市長が基本チェックリストの実施結果を受理した日</p>
<p>から本事業を利用することができる。</p> <p>(利用の登録取消し)</p> <p>第8条 市長は、本事業の利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 基本チェックリストの質問項目に対する回答について、別添1に掲げる基準に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 本事業の利用登録者が、本事業を今後利用する意思がないために自主的に登録の取消しを希望するとき。</p> <p>2 取消しの効力は、取消決定日から生じるものとする。</p> <p>(権利擁護支援委員会)</p> <p>第9条 市長は、本事業が、権利行使の支援及び権利侵害から回復の支援（以下、「権利擁護支援」という。）として適正な運営を確保するとともに、利用者等からの苦情を適切に解決するために、人格が高潔であって、社会福祉、意思決定支援又は法律に関し識見を有する者（以下、「委員」という。）で構成される権利擁護支援委員会を置くものとする。</p> <p>2 委員の委嘱期間は、2か年とする。</p> <p>3 権利擁護支援委員会は、豊田市意思決定フォロー推進事業の試行的運用に関する要綱に基づき、同要綱に規定する意思決定支持者に対して必要な助言又は支援を行う。</p> <p>3 権利擁護支援委員会は、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱に基づく、生活基盤サービス事業者に対して必要な助言、支援又は勧奨を行う。</p> <p>4 権利擁護支援委員会は、本事業に関する苦情についての解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。</p> <p>5 権利擁護支援委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し本事業に関係する者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。</p> <p>6 権利擁護支援委員会は、本事業において権利擁護支援の確保にあたり、成年後見制度の利用の必要性を認めるときは、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>7 前各項に規定するもののほか、権利擁護支援委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の試行的運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年11月16日から施行する。</p>

資料 1-2 : 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱
 豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト
 豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証

別添 1 (第6条関係)

市長が別に定める者	以下に所属する職員 ・ 豊田市役所福祉総合相談課 ・ 地域包括支援センター ・ 委託障がい者相談支援事業所 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 指定特定障がい者相談支援事業所
事業対象者に該当する基準	様式第1号の質問項目 No. 1～5までの5項目のすべてに該当
意思決定に支援を要する基準	様式第1号の質問項目 No. 6～10までの5項目のうち2項目以上に該当
社会参加に必要な手段的活動の確保に支援を要する基準	様式第1号の質問項目 No. 11～15までの5項目のうち2項目以上に該当

様式第1号 (第6条関係)

豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト

(本人簡易チェック) 実施日: 令和 年 月 日

項目	確認事項	
あなたの状態	何かを決める時に、不安になることや、誰かに相談したいと思うことがありますか。	はい・いいえ
	お金の出し入れや使い方に、不安になることや、誰かに相談したいと思うことがありますか。	はい・いいえ
事業に対する希望	説明を聞いて、事業を利用したいと思いませんか。	はい・いいえ
	「基本チェックリスト(裏面)」を実施して当てはまると、事業を利用できるようになります。「基本チェックリスト」の実施を希望しますか。	はい・いいえ

※全て「はい」がついた場合は、登録希望者情報を入力して基本チェックリストを実施。

(登録希望者情報)

ふりがな

氏名

住所 豊田市

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(情報取得及び提供の同意) ※ 基本チェックリストが「該当」の場合は記入。
 私(代理者)は、豊田市が本事業の利用に必要な範囲内で、登録書及び基本チェックリストの記入内容、要支援・要介護認定又は障がい福祉サービス支給決定等の情報について、関係機関・部署から取得するとともに、意思決定支援者、生活支援サービス事業者及び権利擁護支援委員会その他の支援関係者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

豊田市長 様
 本人氏名
 代筆者又は代理者氏名 本人との関係
 電話番号

基本チェックリスト

実施日: 令和 年 月 日

質問	答え	
1 何かを決める時に、相談できたり、頼ることができたりする家族がいますか。	はい	いいえ
2 お金の出し入れや使い方について、相談できたり、頼ることができたりする家族がいますか。	はい	いいえ
3 お金の出し入れや支払いなどで、他のサービスによって十分な支援を受けられていますか。	はい	いいえ
4 事業について、内容がわかりましたか。	はい	いいえ
5 事業を利用するときに、必要な費用がわかりましたか。	はい	いいえ
6 自分の話を、もっと聞いてほしいと思うことがありますか。	はい	いいえ
7 施設や事業所の職員以外に、話をする人がいますか。	はい	いいえ
8 時間があるときにしてみたいこと、行ってみたいところや、欲しいものなどについて、もっと考えてみたいと思うことがありますか。	はい	いいえ
9 時間があるときにしてみたいこと、行ってみたいところや、欲しいものなどについて、もっと教えてほしいと思うことや知りたいと思うことがありますか。	はい	いいえ
10 施設や事業所の職員などに何かを伝えるときに、うまく言えないことがありますか。	はい	いいえ
11 お金があれば、欲しいものがありますか。	はい	いいえ
12 お金の使い方について、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ
13 お金の出し入れについて、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ
14 施設の利用料や家賃、光熱水費などの支払いについて、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ
15 手続きや書類の提出について、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ

面接者

チェック結果 該当・非該当

様式第2号 (第6条関係)

豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証

豊田市地域生活意思決定支援事業 利用者登録証

豊田市 232116

豊田市長

生活支援サービス事業者記載欄

事業者及びその事業所の名称

契約日 令和○年○月○日

サービス内容 日時的介護管理サービス事業【学級支援加算課】

代理権 1)日常生活に必要な範囲の会議に対する権利・情報(現金・通帳の管理など)
 2)福祉サービス等の利用料や家賃・入居費、税金、社会保険料、公料金、住居費などの支払いに関する手続き

預かり品 □ 通帳
 □ はんこ
 □ キーレスカード
 □ その他

本人確認印 事業者確認印

利用開始年月日 登録開始年月日

電話番号

資料 2-1 : 豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱

<p style="text-align: center;">豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条第2項に基づき、豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第2条 実施主体は、豊田市とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 本事業は、地域生活課題を抱える市民であって、精神上の理由又は社会的障壁により社会生活を円滑に営む上で意思決定に困難を有する者に対し、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、訪問による選好及び価値観の把握、意思の表出及び形成に必要な情報の提供及び支持その他意思決定のために必要な便宜の提供を実施する。</p> <p>(意思決定支持者の委嘱)</p> <p>第4条 市長は、市民の参画により前条の活動を行うため、意思決定支持者を置く。 2 意思決定支持者は、次の要件を満たす者のうちから市長が委嘱する。 (1) 本事業の実施にふさわしい人格及び熱意を有する豊田市民であること (2) とよた市民後見人養成講座又は同等の研修等を修了していること 3 市長は、意思決定支持者に意思決定支持者証(様式第1号)を交付するとともに、意思決定支持者は、活動を行う際に本証を必ず携帯し、利用者若しくはその家族又は事業所等から求められた場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>(意思決定支持者の派遣)</p> <p>第5条 市長は、豊田市地域生活意思決定支援事業の利用者登録を行った者(以下「本人」という。)に対し、意思決定支持者を派遣する。 2 意思決定支持者の具体的な派遣にあたり、必要に応じて、本人と意思決定支持者候補者とのマッチングを行うものとする。なお、マッチングを行ったときは、マッチ</p>	<p>ング同意若しくは辞退書(様式第2号及び第3号)を用いて本人及び意思決定支持者の意向を確認するとともに、マッチング報告書(様式第4号)を用いて記録するものとする。</p> <p>(意思決定支持者の活動)</p> <p>第6条 意思決定支持者は、本人と同じ住民の立場から、次の各号に掲げる活動を行うものとする。 (1) 本人への定期又は随時の訪問 (2) 本人の地域生活に対する意思・選好及び価値観の把握 (3) 意思の表出及び形成に必要な情報の提供 (4) 本人の意思決定の後押しを行うこと (5) その他、本人の意思決定に関すること</p> <p>(意思決定支持者の活動報告)</p> <p>第7条 意思決定支持者は、毎回の活動の状況について、意思決定支持者活動実施記録票(様式第5号)を用いて記録しなければならない。 2 意思決定支持者は、各月の活動の状況について、意思決定支持者活動報告書(様式第6号)を用いて、前項の実施記録票を添付した上で、活動を行った翌月10日までに権利擁護支援委員会に報告しなければならない。</p> <p>(権利擁護支援委員会による助言等)</p> <p>第8条 権利擁護支援委員会は、意思決定支持者からの活動報告及び相談を受け付けるとともに、権利擁護支援として本事業の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、意思決定支持者に対して必要な助言又は支援を行う。 2 市長は、前項の助言又は支援を適切に実施するため、権利擁護支援委員会に権利擁護支援専門員を置くことができる。 3 権利擁護支援委員会は、必要に応じて、求められる専門性に応じた権利擁護支援専門員を選定し、本人に対する権利擁護支援を行うよう要請できる。</p> <p>(費用弁償及び報酬)</p> <p>第9条 意思決定支持者の費用弁償の額は、月額3,000円とする。</p>
<p>2 権利擁護支援専門員が行った専門的支援活動に対する報酬は、1事案につき19,700円とする。 3 費用弁償及び報酬は、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、前期及び後期に分割し、実績により交付するものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第10条 意思決定フォロワー推進事業の利用者が負担する額は、次の各号のとおりとし、利用者負担証を発行する。 (1) 生活保護受給者又は市民税非課税者 月額 500円 (2) (1)以外の者 月額 2,500円</p> <p>(資質向上)</p> <p>第11条 市長は、意思決定支持者が活動を行うために必要な知識及び技能の習得に努めることができるよう、資質の向上の機会を設けなければならない。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第12条 市長は、意思決定支持者の活動上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡を含む。)に対する補償を行うための保険に加入するものとする。</p> <p>(意思決定支持者の解任)</p> <p>第13条 市長は、意思決定支持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任を解くことができる。 (1) 意思決定支持者から辞任の申出があったとき (2) 心身の状態により、意思決定支持者の活動が困難であると判断されたとき (2) 本要綱に定める事項に違反した若しくは意思決定支持者としてふさわしくない行為があったとき</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第14条 意思決定支持者及び権利擁護支援専門員は、その活動を通して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も、同様とする。</p>	<p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年11月16日から施行する。</p>

資料 2-2 : 意思決定支持者証

本人用マッチング同意・辞退書

とよた意思決定フォロワー用マッチング同意・辞退書

本人と意思決定フォロワーのマッチング報告書

様式第1号 (第4条関係)

意思決定支持者証

豊田市地域生活意思決定支援事業 とよた意思決定フォロワー 身分証 氏名: ○○ ○○ 令和○年○月○日発行 豊田市長 太田 稔 敬啓	No.○ 豊田市地域生活意思決定支援事業 共通理念 【十人十色】 本人にとっての彩 (いろど) ある暮らしを一緒に描きます。 【尊 厳】 周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。 【共 助】 お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全します。 <自立精神の涵養> 豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 0565-34-6791 豊田市成年後見支援センター 0565-63-5566
---	--

様式第2号 (第5条関係)

令和 年 月 日

ほんにんようまっちんぐ どうい じたい しょ
本人用マッチング 同意・ 辞退書

とよたしけんりようごしえんいんかい ちゆうちゆう
 豊田市権利擁護支援委員会 御中

し めい
 氏 名 _____

わたし、令和 年 月 日のマッチングで、候補としてお会いした _____ さんに、私の意思決定フォロワーをお願いすることについて、希望します・希望しません。

様式第3号 (第5条関係)

令和 年 月 日

とよた意思決定フォロワー用マッチング 同意・ 辞退書

豊田市権利擁護支援委員会 御中

氏 名 _____

私は、令和 年 月 日のマッチングでお会いした _____ さんの意思決定フォロワーとして活動することについて、希望します・辞退します。

また、活動する場合は、豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱で決められた事項を遵守します。同意・辞退にかかわらず、マッチングを通じて知り得た個人情報についての秘密を守ります。

様式第4号 (第5条関係)

令和 年 月 日

本人と意思決定フォロワーのマッチング報告書

以下のとおり、マッチングの実施状況を報告します。

本人の氏名	
フォロワーの氏名	(登録番号) _____
同居者(事務局)	
マッチングの状況	実施場所(_____)
	① 本人にとって対話しやすい環境への配慮
	② 本人に対する事業の説明内容・方法・本人の反応
	③ 本人とフォロワーとの対話状況(可能な限り関係者は席を外すこと)
マッチング結果	① 本人について □希望する □希望しない *マッチング時の気づき・様子など
	② フォロワーについて □希望する □辞退する *マッチング時の気づき・様子など

資料 2-3 : 意思決定支持者活動実施記録表
 とよた意思決定フォロワー活動報告書

様式第5号 (第7条関係)

意思決定支持者活動実施記録票

とよた意思決定フォロワー活動実施記録票

お名前	さん、 フォロワー名	本人 氏名 記載欄	本人 住所 記載欄
活動実施日時	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
活動の内容	<input type="checkbox"/> 本人の自宅・施設を訪問し、コミュニケーションをとった <input type="checkbox"/> 本人と一緒に外出した <input type="checkbox"/> 本人と一緒にお金を下ろした <input type="checkbox"/> 本人と一緒に買い物をした <input type="checkbox"/> 本人と一緒に情報収集をした <input type="checkbox"/> 本人と一緒に話し合いをした <input type="checkbox"/> 本人と一緒に関係者との話し合いをした <input type="checkbox"/> その他 ()		
補足事項	※ チェックした活動について、場所や内容等について記載してください。		

様式第6号 (第7条関係)

とよた意思決定フォロワー活動報告書 (令和 年 月分)

報告日: 令和 年 月 日

本人の氏名			
フォロワーの氏名	(登録番号)		
本人の状況	本人の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (理由)		
現在の活動内容	本人との面会頻度 (過去 ヶ月)	<input type="checkbox"/> あり(回) <input type="checkbox"/> なし(理由)	
活動する中で良かったこと			
活動する中で困っていること 悩んでいること			
翌月の活動予定	【翌月訪問予定】 令和 年 月 日 () 時~ 令和 年 月 日 () 時~ 【予定内容】		

※裏面も記載してください。

本人の好き嫌い、信条、価値観で今月気づいたことがあれば記載してください。

項目	気づき	そのように感じた理由は?
人		
住まい		
もの		
お金の使い方		
コミュニケーションの取り方		
自宅での過ごし方		
外での過ごし方		
余暇		
仕事		
教育・学び		
健康		
こだわり・ゆずれないこと		
夢		
生きがい		
してもらいたくないこと		
その他		

今月もお疲れ様でした。

資料 3-1 : 豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱

<p style="text-align: center;">豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条第3項に基づき、豊田市生活基盤サービス事業の試行的な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第2条 実施主体は、豊田市とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 本事業は、市長が指定する者(以下「生活基盤サービス事業者」という。)が、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、次に掲げるサービスを実施する。</p> <p>(1) 日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続又は費用の支払に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに必要な便宜の供与として別添1に定めるサービスを行う事業(以下「日常的金銭管理サービス事業」という。)</p> <p>(指定の有効期間)</p> <p>第4条 生活基盤サービス事業者の指定の有効期間は、当該事業者が主として実施する介護保険サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業又は地域生活支援事業の指定の有効期間と同じ期間までとする。</p> <p>(生活基盤サービス事業者の指定等)</p> <p>第5条 指定に関する申請は、指定申請書(様式第1号)を用いて行うものとする。</p> <p>2 市長は、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱を満たしている事業者を指定する。</p> <p>3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 指定の更新の申請は、事業所ごとに指定更新申請書(様式第3号)を用いて行うものとする。</p>	<p>5 生活基盤サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他次号に定める事項に変更があったときは、10日以内に変更届出書(様式第4号)に市長が定める書類を添付して市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称及び主たる事務所の名称、所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(2) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>(3) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>(4) 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>(5) 事業に係る事業支給費の請求に関する事項</p> <p>(6) 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>6 生活基盤サービス事業者は、休止した当該事業を再開したときは、10日以内にその旨を事業再開届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。</p> <p>7 廃止若しくは休止の申請は、廃止若しくは休止しようとする日の1か月前までに廃止・休止届出書(様式第6号)を用いて行うものとする。</p> <p>8 生活基盤サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続き日常的な金銭管理の支援を希望する者に対し必要な支援が継続的に実施されるよう、豊田市成年後見支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。</p> <p>(生活基盤サービス事業者の責務)</p> <p>第6条 生活基盤サービス事業者は、意思決定支持者の活動を通じた本人の声を真摯に受け止め、検討の上、生活基盤サービスの改善等必要な措置を講じるものとし、本人及び意思決定支持者に対する差別的行為は行ってはならない。</p> <p>2 生活基盤サービス事業者は、権利擁護支援委員会の監督の下、権利擁護支援として生活基盤サービスを実施するとともに、定期的にその管理状況について権利擁護支援委員会の確認を受けなければならない。</p> <p>3 生活基盤サービス事業者は、前項の監督による助言、支援又は勧奨を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p>
<p>(権利擁護支援委員会による監督等)</p> <p>第7条 権利擁護支援委員会は、生活基盤サービス事業者からの定期報告及び相談を受け付け生活基盤サービス提供の監督を行うとともに、権利擁護支援として本事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、生活基盤サービス事業者に対して必要な助言、支援又は勧奨を行う。</p> <p>2 市長は、前項の監督を適切に実施するため、権利擁護支援委員会に権利擁護支援専門員を置く。</p> <p>3 権利擁護支援委員会は、利用者が本事業の利用を開始した後速やかに、担当する権利擁護支援専門員を選定し、権利擁護支援として生活基盤サービスが提供されるよう監督を行うものとする。</p> <p>(生活基盤サービス事業に要する費用の額)</p> <p>第8条 生活基盤サービス事業に要する費用の額は、別添2に定める単位数に、同表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。</p> <p>2 生活基盤サービスの内容が、別添3に定める要件に該当する場合は、前項の額に加算を行うことができる。</p> <p>(生活基盤サービス事業に要する費用の支給)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項の規定により算定された生活基盤サービス事業に要する費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額を生活基盤サービス事業者に支払うものとする。</p> <p>2 市長は、本事業の利用者が第1号被保険者であって、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が2割である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、費用額の100分の80に相当する額を生活基盤サービス事業者に支払うものとする。</p> <p>3 市長は、本事業の利用者が第1号被保険者であって、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が3割である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、費用額の100分の70に相当する額を生活基盤サービス事業者に支払うものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第10条 生活基盤サービス事業の利用者が負担する額は、第7条の規定により算定</p>	<p>した額から、前条で算定した額を減じた額とし、利用者負担証を発行する。</p> <p>(文書の提出等)</p> <p>第11条 市長は、生活基盤サービス事業の給付に関して必要があると認めるときには、生活基盤サービス事業者及び指定を受けたとみなされた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年11月16日から施行する。</p>

資料3-2：豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱
 豊田市生活基盤サービス事業指定申請書
 豊田市生活基盤サービス事業指定通知書

別表1（第3条関係）

サービスの種類	サービスの内容
日常的金銭管理サービス	(1) 日常的金銭管理 <ul style="list-style-type: none"> 本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言 日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的な預かり（預金通帳の管理を含む）と本人への受け渡し 福祉サービスの利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き（自動振替手続きを含む） (2) 手続き等支援（加算による実施） <ul style="list-style-type: none"> 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続きに対する同行 日常生活に必要な事務に関する手続き 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

別表2（第7条関係）

サービスの種類	費用の種類	単位数	1単位の単価
日常的金銭管理サービス	日常的金銭管理サービス費	1月につき200単位	10円
	金銭管理監督費	1月につき800単位	

別表3（第7条関係）

日常的金銭管理サービス事業の加算

加算の種類	加算の要件	加算単位等
中山間地居住者支援加算	旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡・藤岡南地区に居住している利用者に対して支援を行う場合	別表2に定める日常的金銭管理サービス費の単位数×15/100
初回加算	新規の利用者にサービス提供した場合	1月につき20単位
手続支援加算	別表1（2）の支援を行う場合	1月につき100単位
在宅支援加算	以下の居住系サービスを利用していない利用者に対して支援を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 養護老人ホーム 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護（地域医密着型） 看護小規模多機能型居宅介護（地域医密着型） 障がい者支援施設 共同生活援助 	1月につき100単位

様式第1号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業指定申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所 名 称

日常的金銭管理サービスに係る指定を受けたいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり申請します。また、移行型任意後見契約によるサービスは提供していないことを宣誓します。

申請者	法人連絡先	電話番号	FAX番号	Eメール
	法人の種類	法人所轄庁	フリガナ	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名	氏 名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -)		
申請する事業所	フリガナ	名 称		
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	Eメール
	既に指定等を受けている事業（サービス種、事業所名、指定年月日、事業所番号を記載すること）			

様式第2号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業指定通知書

年 月 日

申請者 住 所 名 称

豊田市長 ○○ ○○

○年○月○日付の日常的金銭管理サービスに係る指定申請について、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり指定します。

指定する事業所	フリガナ	
	名 称	
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)
	事業所番号	

資料3-3：豊田市生活基盤サービス事業指定更新申請書
 豊田市生活基盤サービス事業変更届出書
 豊田市生活基盤サービス事業再開届出書
 豊田市生活基盤サービス事業廃止・休止届出書

様式第3号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業指定更新申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスに係る指定を更新したいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	法人連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種類	法人所轄庁		Eメール
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -)		
更 新 申 請 す る 事 業 所	フリガナ			
	名 称	(郵便番号 -)		
	事業所等の所在地			
	連絡先	電話番号	事業所番号	

様式第4号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業変更届出書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスに係る事項を変更したいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

指定内容を 変更した事業所	事業所番号																			
	名 称																			
変更の内容	所在地																			
	(変更前)																			
変更理由	(変更後)																			
変更年月日																				

様式第5号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業再開届出書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスを再開したので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

再開する事業所	事業所番号																			
	名 称																			
再開した年月日	所在地																			

備考

- 1 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 2 再開した日から10日以内に届け出てください。

様式第6号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業廃止・休止届出書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスに係る事項を廃止・休止したいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止・休止する 事業所	事業所番号																			
	名 称																			
廃止・休止する 年月日	所在地																			
廃止・休止する 理由																				
現にサービスを受けている者に対する措置																				
休止予定期間																				

備考

- 1 廃止・休止する日の1月前までに届け出てください。

資料3-4：生活基盤サービス事業者月次報告書
金銭管理監督報告書

生活基盤サービス事業者月次報告書（令和 年 月分）	
事業所の名称	(登録番号)
利用者の人数	人

生活基盤サービス事業者月次報告書（令和 年 月分）	
利用者の氏名	
担当者の氏名	
	下記の項目のうち、実施した支援内容に☑をいれてください。 （金銭管理・消費活動及び関係手続） <input type="checkbox"/> 各種利用料や光熱水費についての引き落とし手続き <input type="checkbox"/> 本人に必要な金銭の受け渡し <input type="checkbox"/> 金銭管理・消費活動に関する書類の請求 <input type="checkbox"/> 預金の引き出しなどについての同行 （意思決定支援） <input type="checkbox"/> 本人の希望に沿った支援
支援内容	下記の項目のうち、実施した支援内容があれば☑をいれて、その内容を下記に記載してください。 <input type="checkbox"/> 資産・高額の金銭や重要書類の管理 <input type="checkbox"/> 当該事業者が提供している別サービスへの新たな契約の締結 <input type="checkbox"/> 委員会（事務局）への報告、相談、助言、専門員による支援 <input type="checkbox"/> 本人からの苦情等の対応 <input type="checkbox"/> その他、本人に重要な影響が及ぶ場面 等 （※内容を記載）
	上記を確認し、内容に違いありません。
管理者の氏名	

豊田市地域生活意思決定支援事業	
金銭管理監督報告書	
豊田市よりそい支援課 御中	
御中	
令和 年 月 日	
報告者	
本人	管理番号
権利擁護支援専門員	
監督期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
監督実施日	令和 年 月 日
担当者	
確認事項	金銭出納帳 <input type="checkbox"/> 正しく記帳されていた <input type="checkbox"/> 記帳に間違いがあった ↳ () 領収書 <input type="checkbox"/> 全て揃っていた <input type="checkbox"/> ないものがあった ↳ () 残現金 <input type="checkbox"/> 金銭出納帳の金額と合致していた <input type="checkbox"/> 金銭出納帳の金額と合致していなかった ↳ ()
その他	入出金について <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> いつもと違う入金があった ↳ () <input type="checkbox"/> いつもと違う出金があった ↳ ()
その他報告事項	
次回監督予定日 令和 年 月 日 () 時 分	

資料4：フォロワー紹介カード
本人紹介カード

とよた意思決定フォロワー 紹介カード (No.)			
自分のことについて	氏名		
	年齢	性別	男性・女性
	住まい	豊田市 東部・西部・中部・北部・南部	
	活動可能日	月・火・水・木・金・土・日・祝日	
	活動時間	時 分 ~ 時 分まで	
	性別		
	趣味		
	心身の健康状態	良好・その他 <small>※注意事項等があったら記入してください。</small>	
	国籍	日本 ・ 日本以外 ()	
	伝えておきたい事		
相性	住まい	施設・グループホーム・在宅	
手	状況	区分	高齢・障がい
へ	活動エリア	東部・西部・中部・北部・南部	
の	性別	男性 ・ 女性 ・ 両方	
の	年齢	歳 ~ 歳まで	
希望	その他		

※ご記入は任意です。
このカードにおける個人情報、豊田市地域生活意思決定支援事業の範囲内で利用します。なお豊田市地域生活意思決定支援事業の運営にあたり、この紹介カードは、登録者が閲覧することになりますので、あらかじめご了承ください。

注1 意思決定支援事業の運営にあたり、この紹介カードは、登録者が閲覧することになりますので、あらかじめご了承ください。

注2 紹介カードに記載されている内容は、本人の申告に基づくものです。

登録番号	No.			
<p>次のような写真をお願いします。</p> <p>3ヵ月以内に撮影された無帽のもの</p> <p>※スナップ写真可</p>				
登録日	年 月 日	受付者	受付先	0565-63-5566

登録番号	No. ()	有効期限	年 月 日
私が好きなのは...	ここに写真を貼ってください。(スナップ写真OK)	一緒にしたいことは...	
私にとって大切なことは...		こんな人だと良いなあ...	
登録日	年 月 日	受付者	

資料5-1：（ひな形）豊田市生活基盤サービス事業契約書

<p style="text-align: center;">生活基盤サービス事業利用契約書</p> <p>●●●●さん(以下「本人」という。)&●●●●●●●●●●(以下「事業者」という。)&は、次のとおり契約します。</p> <p>(契約の目的)</p> <p>第1条 事業者は、「豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱」等に従い、本人が、自分で選んだ生活を地域で送ることができるように、本人に対して、次の生活基盤サービスを提供します。</p> <p>(1) 日常的金銭管理サービス事業(契約書別紙兼重要事項説明書)</p> <p>(契約の期間)</p> <p>第2条 この契約の有効期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとします。ただし、この期間満了1か月前までに、本人、事業者いずれからもそれぞれの相手方に対し、異議の申し出がないときは、さらに契約を1年更新するものとし、その後において契約期間を満了したときも同様とします。</p> <p>(個別支援計画の作成及び変更)</p> <p>第3条 本人と事業者は、援助の方法を詳しく定めた「個別支援計画」を作成します。</p> <p>2 事業者は、定期および必要など、「個別支援計画」が本人の生活にふさわしい内容かどうかをたしかめなければなりません。</p> <p>3 本人は、いつでも、事業者に対して、「個別支援計画」を変えることを求めることができます。</p> <p>4 「個別支援計画」は、本人と事業者の合意により変えることができます。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>(提供するサービスの内容及びその変更)</p> <p>第4条 事業者が提供するサービスのうち、本人が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。</p> <p>2 事業者は、「個別支援計画」に沿って、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に定めた支援の方法により、サービスを提供します。</p> <p>(代理権)</p> <p>第5条 本人は、事業者に対して、次の代理権を与えます。</p> <p>(1) 日常生活に必要な範囲の金銭に対する維持・管理(本人が指定した預貯金口座の管理を含む)</p> <p>(2) 福祉サービス等の利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き</p> <p>2 事業者は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に定めた支援の方法により、必要に応じて、前項の代理権を使います。</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 事業者は、定期(3か月ごと)に、本人に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。</p> <p>(監督)</p> <p>第7条 事業者は、定期的(3か月ごと)に、豊田市が設置する豊田市権利擁護支援委員会(以下「支援委員会」といいます。)に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告し、委員会が選定した権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)による確認を受けます。</p> <p>2 事業者は、本人の意思をたしかめることがむずかしくなった場合は、ただちに、支援委員会に報告します。</p> <p style="text-align: center;">2</p>
<p>3 事業者は、支援委員会から助言、支援又は勧奨を受けた場合は、支援委員会の助言、支援又は勧奨の趣旨に従って必要な見直しをおこないます。</p> <p>(利用料等の支払い)</p> <p>第8条 本人は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」の記載に従い、利用者負担金を支払います。</p> <p>2 市は、権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)による定期確認を事業者が受けたのち、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」の記載に従い、権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)に対し、報酬を支払います。</p> <p>3 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。</p> <p>(本人の解約)</p> <p>第9条 本人は、少なくとも1か月前までに事業者に予告することにより、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。</p> <p>2 本人は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。</p> <p>(1) 正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供しない場合</p> <p>(2) 守秘義務に違反したとき</p> <p>(3) 破産等により業務を継続する見通しが困難になったとき</p> <p>(4) 前各号の他のこの契約に違反したとき</p> <p>(事業者の解除)</p> <p>第10条 事業者は、次のやむを得ない事情がある場合、本人に対して、2か月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">3</p>	<p>(1) 努力を尽くしても本人の意思をたしかめることができないために、新たな「個別支援計画」を作成することができない場合</p> <p>(2) 努力を尽くしても本人の意思をたしかめることができないために、本人の生活にふさわしいサービス提供ができない場合</p> <p>2 事業者が、この契約を解除するときは、本人の生活にふさわしい他の制度や事業などを利用できるようにつとめます。</p> <p>(契約の終了)</p> <p>第11条 次の場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は本人に対し速やかにその旨を通知するものとします。</p> <p>(1) 本人の状態や周囲の環境の変化等により、この契約が目的とするサービス提供を継続する必要性がなくなった場合</p> <p>(2) 住まいを移転したため、この契約による援助をつづけることがむずかしくなった場合</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第12条 事業者が、この契約をまもらず、そのために本人に損害を与えたときは、事業者は、その損害を賠償します。ただし、事業者が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 事業者の従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た本人個人情報について、以下を除き、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。</p> <p>(1) 支援委員会及び権利擁護支援専門員が助言、支援又は勧奨をおこなうために必要な場合</p> <p style="text-align: center;">4</p>

資料5-2：（ひな形）豊田市生活基盤サービス事業契約書

(2) 本人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) その他各種法令に基づき、個人情報の提供が許されるとき

2 事業者は、従業員及び従業員であった者が、在職中に知り得た本人又は本人の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、本人への支援に必要な情報について、本人の居宅介護支援計画書やサービス等利用計画などの立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センターや委託障がい者相談支援事業所等及び介護保険サービス事業者や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

(苦情対応)

第14条 本人又は本人の代理人（必要に応じて本人の家族を含む。）は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、本人が苦情の申出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第15条 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存します。

2 本人及び本人の記録を見たり(閲覧)、コピーする(複写)ことのできる法律

5

上の権限を持つ人（必要に応じて本人の家族を含む。）は、事業者に対し、当事業所の営業時間内に、前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は複写を希望した人に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、他の支援を実施する事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとし、本人はこれに同意します。

4 第1項に規定によるもののほか、事業者は、サービス費の請求及び受領に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存します。

(契約外条項)

第16条 この契約、「豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱」等の関係要綱で定められていない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、支援委員会の助言等のもと、本人と事業者の協議により定めます。

6

この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通つくり、本人と事業者それぞれが1通ずつ持つことにします。

令和●年●月●日

(本人)
住 所

氏 名 _____ (自署)

(事業者)
住 所

名 称 _____

電話番号 _____

7

資料5-3：（ひな形）豊田市生活基盤サービス事業契約書別紙兼重要事項説明書

生活基盤サービス事業【日常的金銭管理サービス事業】
契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	
主たる事務所の所在地	〒
代表者（職名・氏名）	
電話番号	

2. 事業所の概要

事業所の名称	
サービスの種類	
事業所の所在地	
電話番号	
指定年月日・事業所番号	令和 年 月 日
管理者の氏名	
通常の事業の実施地域	豊田市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	本人の意思及び嗜好や価値観に基づく尊厳のある生活を地域の中で営むことができるよう、精神上の理由又は社会的な障壁により地域生活における意思決定及び金銭管理に困難を抱える者（以下「本人」といいます。）に対し、日常的な金銭管理サービス事業を提供することを目的とします。
-------	---

1

運営の方針	事業者は、本人の心身の状況や意思及び嗜好や価値観を踏まえ、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱その他関係要綱等及びこの契約の定めに基づき、豊田市、意思決定支持者、権利擁護支援委員会及び地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と綿密な連携を図りながら、本人自身による意思決定の機会を確保し、適切な環境を整え、もって本人らしい尊厳のある生活を継続できるようにするため、適切なサービスの提供に努めます。
-------	---

4. 提供するサービスの内容

日常的な金銭管理サービス事業は、本人が地域での日常的な生活を営むことに要する金銭に対する管理等の見守りや助言、一時的な預かり及び支払いと付随する手続きの支援など、日常的な範囲での金銭の管理に係る支援を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 日常的な金銭管理	<input type="checkbox"/> 本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言 <input type="checkbox"/> 日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的な預かり（預貯金口座の管理を含む）と本人への受け渡し <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き（自動振替手続きを含む）
② 手続支援	<input type="checkbox"/> 預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続きに対する同行 <input type="checkbox"/> 日常生活に必要な事務に関する手続き <input type="checkbox"/> 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

2

5. サービスにおける支援の方法

事業者は、本人が支援を受けながら自ら選択することができる機会を確保し、本人の意思及び嗜好や価値観に基づいて、お金を使うことや手続きなどを自らおこなえるように支援します。また、必要に応じて、本人の意思を確認した上で、以下の方法により支援します。

① 相談・助言・情報提供	本人からお金の使い方や管理の仕方などについての相談を受けます。また、そのことについて、必要な助言や情報提供を行います。
② 関係機関などとの連絡調整	本人が意思を形成し、表明するための適切な環境を整え、かつ、本人の意思の実現について検討するために、地域包括支援センターや委託障がい者相談支援事業所などの関係機関と連絡や調整を行います。
③ 本人の意思に基づく意思疎通支援や便宜の提供	本人の意思に基づいて、本人関与の下で必要な書類の代筆を行ったり、本人が記入した書類を関係機関などに届けたり、本人から一時的に預かった現金を持参して福祉サービスの利用料などの支払いをしたりなどします。
④ 代理権の委任に基づく代理行為	本人との合意に基づき契約書で定めた内容についてのみ、本人の代理人として、代わりに行います。

本サービスでは、以下の方法では支援しません。ただし、緊急時については、民法その他の法令等に基づいて行動することがあります。

本人の意思に基づかない他者決定及びそれにに基づく支援	5. ④の代理権の有無にかかわらず、良かれと思って事業者が勝手に決めて行動したり、本人の意思を確認することなしに支援したりすることはありません。
----------------------------	--

3

6. 営業日時

営業日	無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、本人の希望に応じて、サービスの提供については、上記以外の時間での対応も可能な範囲で行うものとします。

7. 事業所の職員体制

従業者の種類	配置基準
施設長	名
医師	名以上
生活相談員	名以上
介護・看護職員	名以上（看護職員 名以上）
管理栄養士	名以上
機能訓練指導員	名以上
介護支援専門員	名以上
事務員	施設として必要な人員

8. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

4

資料5-4：（ひな形）豊田市生活基盤サービス事業契約書別紙兼重要事項説明書

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用者登録証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。

(1) 日常的金銭管理サービス事業の利用料(1割の場合)

【基本部分】

費用の種類	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担額
① 日常的金銭管理サービス費	事業者による「4」に記載した日常的な範囲での金銭管理に関する支援	2,000円	200円
② 金銭管理監督費	事業者が行った金銭管理の状況について、権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)が行う定期的な確認	8,000円	800円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記①の基本部分について、以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担額
初回加算	新規の利用者にサービス提供した場合	200円	20円
手続支援加算	「4」に記載した預金の払戻し等の同行や日常生活に必要な事務に関する手続き等に関する支援サービスを提供する場合	1,000円	100円

5

在宅支援加算	在宅の利用者にサービス提供する場合	1,000円	100円
--------	-------------------	--------	------

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担金)は、1ヶ月ごとにまとめて、原則、サービスを利用した翌月15日までに請求書通知、26日に指定金融機関より自動引き落としします。

ただし、【基本部分】②金銭管理監督費の利用料(利用者負担金)については、あなたが市へ支払います。

10. 緊急時における対応方法

事業者は、サービス提供中に本人に重大な影響が懸念される時若しくはこれが生じたとき又はその他の緊急事態が生じたときは、速やかに権利擁護支援委員会等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本人の代理人又は本人が指定する者(家族を含む。)、権利擁護支援委員会及び豊田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 担当:
---------	-------------

6

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関	所在地	電話番号	受付時間
	豊田市権利擁護支援委員会	0565-34-6791	午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	豊田市よりそい支援課	0565-34-6791	午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、従業員は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続きに対する代理
- ③ 金銭の貸借

7

(2) 従業員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

8

資料6：権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動報告書

様式ver.2

権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動報告書

面談日程	年 月 日	:	CaseID
フォロワー名 /本人名		アドボケイト 担当者名	
相談形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. オンライン 5. その他 ()		
相談概要	<input type="checkbox"/> 詳細別紙参照 主な相談内容：		
活動で良かったと思われる点			
活動で課題と思われる点			
アドボケイト 所見(助言内 容を含む)			
権利擁護支援 委員会におい て検討いただ きたいこと	1 協議 2 フォロワーへの助言・調整 3 事業者との助言・調整 4 アドボケイト派遣 5 本人・フォロワー・事業者との話し合いの機会の調整 6 その他		

資料 7-2 : 豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担の改定案（2024.10）

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活補助サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援時における留意事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人の金銭については直接取り扱わないこと。 ・書類の提出や、預金の引き出し・購入などについて、本人の依頼を受けても、本人不在で代わりに行わないこと（ただし、本人がいる状況での代筆や金銭を預けて店員に渡すなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・介助行為は行わない（別に介護保険サービス又は障がい福祉サービス等を利用する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・個別支援計画は、フォローや専門員の意見を踏まえて、サービス提供責任者、サービス管理責任者、ケアマネジャー、相談支援専門員が作成すること（ケアマネジャー、相談支援専門員の場合は、ケアプラン・サービス等利用計画に盛り込むことで差し支えない）。 ・金銭管理は、管理者又はサービス提供責任者、サービス管理責任者、ケアマネジャー、相談支援専門員のもとで行うこと（手続きなどの便宜、支援などを通じて金銭を受け渡すことは、支援者が実施して差し支えない）。 ・障害・高齢の金銭や重要書類を管理しないこと（これらは社協等のサービスを別途利用する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人の金銭を所持・管理しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・同左

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活補助サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること（活動・支援）	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定 ・本人自身が望む生活を事業の関係者に伝える。 ・本人自身が望む生活の実現に向け、本人自身が主体的に活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・本人への相談により、本人のこれまでの暮らし方や価値観、好き嫌いを知る。 ・定期的な訪問のほか、必要に応じて、本人とともに余暇活動、社会活動に同行もしくは参加することがある。 ・本人が希望を第三者に伝えられるように、付き添う（事業者に対する相談、申入れを含む）。 ・その他、本人の希望の実現に向け、例えば、サービス利用窓口への同行や合理的配慮などを行うことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・本人との相談や本人立会いの下でのフォローからの情報提供を踏まえ、支援を実施する。 ・本人からの相談を受けて、金銭管理における対応を調査を行うとともに、必要に応じて、既存サービスにおける支援にも、本人の希望を取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・個別支援計画を受け入れる。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・本人が入院・入所をする場合は、事前に本人の意向の面からの必要性を確認し、必要に応じて助言を行う。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・本人が入院・入所をする場合は、フォローと共働して、本人との相談やケース会議の出席などを通じて、本人の意向を確認する。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活補助サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援時における留意事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。 ・本人不在のところで代行行為は行わないこと（本人の主張がそのまま伝わるように発言を補うなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・一定の頻りに該当する意思決定（居所の移転、高額の金銭支出などの大きな意思決定）の場合には、委員会（事務局）に必ず相談するとともに、必要に応じて、専門員の判断を仰ぐこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為（維持・管理）は契約書に記載。ただし、個別支援計画に記載した内容以外を事業者の判断のみで行役（処分）しないこと。 ・死因開封契約を締結することは禁止。 ・本人に対するすべてのサービスを当該事業者のみで提供している場合には、金銭の受け渡しの際に、フォローの立ち会いを必ず要すること。 ・当該事業者が提供している別のサービスについて、新たな契約を締結する必要がある場合は、委員会に必ず事前に相談すること。また、契約時には、フォローの立ち会いを必ず要すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・同左 ・フォロー及び事業者に対する改善の動員は法的拘束力を持たない。 ・成金後見制度の利用の必要性が生じた場合は、市長又は豊田市成金後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援（表出・形成・実現） ・同左 ・本人不在のところで代行行為は行わないため、本人不在のケース会議等には出席しない。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する(アドボケイト)。

資料 7-3 : 豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における
役割分担の改定案（2024.10）

	本人	意思決定フォロー （意思決定支持者）	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること（活動・支援）	-	<ul style="list-style-type: none"> ○記録・報告・情報共有 ・活動を記録し、月1回、委員会（事務局）に報告する。 ・この際、活動の記録だけでなく、本人の価値観や好き嫌いに関することについても積極的に記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録・報告・情報共有 ・支援内容について記録し、3か月に1回豊田市に提出する。 ・金銭管理状況について、3か月に1回、委員会に報告する。 ・その他の必要なサービスについて必要に応じて危機関と連携する（計画相談、ケアマネジメント等を含む）。 ・必要に応じて、相談支援事業者を行う者（ケアマネジャー、相談支援専門員等）に情報提供するとともに、その他の介護保険や障がい福祉の各種サービス事業者との連携を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録・報告・情報共有 ・フォロー及び事業者が提出する報告内容を確認する。 ・相談記録を保管する。 ・委員会に報告し、情報共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録・報告・情報共有 ・事務局より情報共有のあったフォロー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。 ・事務局による追加確認の結果、権利擁護支援についての懸念・疑義等がある場合には、追加調査を行うよう専門員に指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録・報告・情報共有 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックし（3か月に1回）、委員会に報告・情報共有する。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は任意活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する。 ・委員会（合議体）の追加調査等の要請に基づき、権利擁護支援の対応を行った事項について、委員会に報告する。
活動・支援時における留意事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ○記録・報告・情報共有 ・本人に同意が得られていない情報について、本人のいないところで共有しないこと。 	-	-	-	-

	本人	意思決定フォロー （意思決定支持者）	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること（活動・支援）	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題の対応 ・各種相談課題等から地域課題を整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題の対応 ・本事業で把握した地域課題を豊田市成年後見・法福連携推進協議会等に報告して、地域づくりの対応を求める。 	-
活動・支援に対するフォロー	-	<ul style="list-style-type: none"> ・不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー及び事業者に対し、研修等の機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う ・フォローに専門的な対応の必要性が生じた場合には、助言ないし専門員による支援を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の要請に基づき、フォローに対し、必要な支援を行う。
危機等への対応	-	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず早急に事務局に報告しなければならない（守秘義務の解除）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず委員会（事務局）に報告しなければならない（守秘義務の解除）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー及び事業者の報告を受け、委員会（合議体）に対応を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー及び事業者の交代等、市長申立て、後見人等交代に関する動向を行う場合がある。 ・虐待通報を行う。 ・その他、法的支援へのつなぎを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会（合議体）の要請に基づき、本人に対して、必要な権利擁護支援を行う。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、事業者間で情報共有を行うについで対応する（守秘義務の解除）。

	本人	意思決定フォロー （意思決定支持者）	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
不審・苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の苦情等受付の窓口にも本事業に関する苦情を申し出ることができる。 ・委員会（事務局）にも本事業に関する苦情を申し出ることができる。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付の窓口等の必要な措置を講じる。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容を記録する。 ・委員会の行う苦情等に関する調査（文書等の提出、開示、説明・協議の開催など）に協力するとともに、委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ・豊田市から求めがあった場合には、改善の内容を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの苦情を受け付ける。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容を記録する。 ・苦情等の内容を委員会（合議体）に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より報告のあった苦情等の内容について、必要に応じて、本人及び本事業に関係する者に対し、助言を行う。 ・必要に応じて、専門員に苦情に関する調査を求める。 ・必要に応じて、本人及び本事業に関係する者の同意を得て、苦情の解決のあせせんを行う。 ・必要に応じて、本事業に関係する者の対応の改善を求める勧奨を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会（合議体）の要請に基づき、必要な調査を行う。 ・苦情に関する調査内容を委員会（合議体）に報告する。

資料8-1：ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目について

【ニーズ評価：本人】

- 1-1. あなたの思い（伝えたいこと）を
周りの人に伝えることができますか？
- 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない
- 1-2. (1-1で「できていない」と答えた方について)
あなたの思い（伝えたいこと）を周りの人に
伝えるお手伝いをしてくれる人が欲しいですか？
- 1) 欲しい
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 欲しくない
- 1-3. (1-2で「欲しい」と答えた方について)
あなたのどのような思いを周りの人に
伝えたいですか？
- 2-1. 周りの人があなたのことを決めてかかることが
ありますか？
- 1) ある
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) ない
- 2-2. (2-1で「ある」と答えた方について)
決めてかかることをどのように思いますか？
- 1) いやだ
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) いやではない
- 2-3. (2-2で「いやだ」と答えた方について)
どのように接してほしいですか？
- 3-1. 周りの人があなたの思い（伝えたいこと）を
聞いて理解してくれていますか？
- 1) 聞いて理解してくれている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 聞いて理解してくれていない
- 3-2. (3-1で「聞いて理解してくれていない」と
答えた方について)
あなたの思い（伝えたいこと）を聞いて
理解してくれる人が欲しいですか？
- 1) 欲しい
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 欲しくない
- 3-3. (3-2で「欲しい」と答えた方について)
どのようなことを聞いて理解してくれる人が
欲しいですか？

- 4-1. あなたの思い（伝えたいこと）を
応援してくれる人がいますか？
- 1) いる
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) いない
- 4-2. (4-1で「いない」と答えた方について)
あなたの思い（伝えたいこと）を
応援してくれている人が欲しいですか？
- 1) 欲しい
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 欲しくない
- 4-3. (4-2で「欲しい」と答えた方について)
どのようなことの応援をしてほしいですか？

【ニーズ評価：事業者】

- 1-1. 本人が自分の思い（伝えたいこと）を
周りの人に伝えることができますか？
- 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない
- 1-2. (1-1で「できていない」と答えた方について)
本人の思い（伝えたいこと）を周りの人に伝える
お手伝いをしてくれる人が必要だと思いますか？
- 1) 必要だと思う
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 必要だと思わない
- 1-3. (1-2で「必要だと思う」と答えた方について)
本人のどのような思い（伝えたいこと）を
周りの人に伝えられると良いと思いますか？
- 2-1. 周りの人が本人の思いを決めてかかることが
ありますか？
- 1) ある
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) ない
- 2-2. (2-1で「ある」と答えた方について)
周りの人が本人のことを決めてかかることを
どのように思いますか？
- 1) 不適切だと思う
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 適切だと思う
- 2-3. (2-2で「不適切だと思う」と答えた方について)
どのように接すると良いと思いますか？

資料8-2：ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目について

- 3-1. 周りの人たちが本人の思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれていますか？
- 1) 聞いて理解してくれている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 聞いて理解してくれていない
- 3-2. (3-1で「聞いて理解してくれていない」と答えた方について)
本人の思いを聞いて理解してくれる人が必要ですか？
- 1) 必要だと思う
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 必要だと思わない
- 3-3. (3-2で「必要だと思う」と答えた方について)
どのようなことが聞かれて理解されると良いと思いますか？
- 4-1. 本人の思いを応援してくれる人がいますか？
- 1) いる
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) いない
4. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？
- 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
5. 必要に応じて本人の選好や価値観を収集した上で意思決定フォロワーとともに本人の思いを周囲に届けるようにしていますか？
- 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
6. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？
- 1) 行っている
 - 2) 該当しない
 - 3) 行っていない

【プロセス評価：事業実施団体】

1. 各自の役割を維持しながら事業を実施していますか？

 - 1) 実施している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 実施していない

2. 生活基盤サービス事業者による関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じていますか？

 - 1) 講じている
 - 2) 該当しない
 - 3) 講じていない

3. 各自が本人の思いを受け止め、支持または理解できるような働きかけを行っていますか？

 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない

4. 各自が積極的に取り組めるよう必要な支援を行い、持続可能な体制を構築していますか？

 - 1) 構築している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 構築していない

- 4-2. (4-1で「いない」と答えた方について)
本人の思いを応援してくれている人が必要ですか？

 - 1) 必要だと思う
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 必要だと思わない

- 4-3. (4-2で「必要だと思う」と答えた方について)
本人のどのようなことが応援されると良いと思いますか？

【プロセス評価：本人】

1. 意思決定フォロワー（〇〇さん）のことを信頼していますか？

 - 1) 信頼している
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 信頼していない

2. 自分のしたいことや好きなことを意思決定フォロワー（〇〇さん）に伝えることができていますか？

 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない

3. 自分にとっていやだと思ったことを意思決定フォロワー（〇〇さん）や周りの人に伝えることができていますか？

 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない

4. 自分の考えていることを周りの人に伝えることができていますか？

 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない

資料 8-3 : ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目について

5. 担当職員（○○さん）や周りの人を信頼していますか？

- 1) 信頼している
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 信頼していない

【プロセス評価：フォロワー】

1. 本人とコミュニケーションがとれていますか？

- 1) とれている
- 2) どちらともいえない
- 3) とれていない

2. 定期的に本人に関わり本人の声を

生活基盤サービス事業者に届けていますか？

- 1) 届けている
- 2) どちらともいえない
- 3) 届けていない

3. 本人の思いを受け止めて支持していますか？

- 1) している
- 2) どちらともいえない
- 3) していない

4. 本人の希望や本人とのコミュニケーションを広げたり
深めたりしていますか？

- 1) している
- 2) どちらともいえない
- 3) していない

5. 本人の希望や主張を表に出すことを手伝っていますか？

- 1) 手伝っている
- 2) どちらともいえない
- 3) 手伝っていない

6. 本人の希望や主張を周りの人に
マイクやスピーカーのように伝えてありますか？

- 1) 伝えている
- 2) どちらともいえない
- 3) 伝えていない

7. 本人の希望や主張や困りごとについて
権利擁護支援委員会に相談していますか？

- 1) 相談している
- 2) どちらともいえない
- 3) 相談していない

8. 本人とともに生活基盤サービス事業者等の周囲の方に
協力を求めていますか？

- 1) 求めている
- 2) どちらともいえない
- 3) 求めていない

【プロセス評価：事業者】

1. 本人の声を聞く態度を本人に示していますか？

- 1) 示している
- 2) どちらともいえない
- 3) 示していない

2. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？

- 1) している
- 2) どちらともいえない
- 3) していない

3. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して
行っていますか？

- 1) 行っている
- 2) どちらともいえない
- 3) 行っていない

【プロセス評価：委員会】

1. 意思決定フォロワーの活動に対する協議と助言を
行っていますか？

- 1) 行っている
- 2) どちらともいえない
- 3) 行っていない

2. 本人や意思決定フォロワーの希望を踏まえて
必要な支援を行っていますか？

- 1) 行っている
- 2) どちらともいえない
- 3) 行っていない

3. 生活基盤サービス事業者による関係性の濫用を
早期に発見し適切な措置を講じていますか？

- 1) 講じている
- 2) 該当しない
- 3) 講じていない

【アウトカム評価：本人】

1-1. あなたの思い（伝えたいこと）を周りの人に
伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1-2. (1-1で「できるようになった」と
答えた方について)

どのようなことを伝えることができるよう
になりましたか？

資料8-4：ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目について

- 1-3. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？
- 2-1. 周りの人があなたのことを決めてかかることがなくなってきましたか？
- 1) なくなってきた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
どのような理由でそのように感じますか？
- 2-3. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？
- 3-1. 周りの人があなたの思い(伝えたいこと)を聞いて理解してくれるようになりましたか？
- 1) なった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 3-2. (3-1で「なった」と答えた方について)
どのようなことを聞いて理解してくれるようになりましたか？
- 3-3. (3-1で「なった」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？
- 4-1. あなたの思い(伝えたいこと)を応援してくれる人ができましたか？
- 1) できた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 4-2. (4-1で「できた」と答えた方について)
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？
- 4-3. (4-1で「できた」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？

【アウトカム評価：フォロー】

- 1-1. 本人が自分の思い(伝えたいこと)を周りの人に伝えることができるようになりましたか？
- 1) できるようになった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 1-2. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
どのようなことを伝えることができるようになりましたか？
- 1-3. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？
- 2-1. 周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか？
- 1) なくなってきた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
どのような理由でそのように感じますか？
- 2-3. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？
- 3-1. 周りの人が本人の思い(伝えたいこと)を聞いて理解してくれるようになりましたか？
- 1) なった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 3-2. (3-1で「なった」と答えた方について)
どのようなこと理解してくれるようになりましたか？
- 3-3. (3-1で「なった」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思えますか？
- 4-1. 本人の思い(伝えたいこと)を応援してくれる人ができましたか？
- 1) できた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない

資料8-5：ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のインタビュー項目について

4-2. (4-1で「できた」と答えた方について)
どのようなことを応援してくれるよう
になりましたか？

4-3. (4-1で「できた」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだ
と
思いますか？

【アウトカム評価：事業者】

1-1. 本人が自分の思い（伝えたいこと）を周りの人に
伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1-2. (1-1で「できるようになった」と答えた方に
ついて)
どのようなことを伝えることができるよう
になりましたか？

1-3. (1-1で「できるようになった」と答えた方に
ついて)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだ
と
思いますか？

2-1. 周りの人が本人のことを決めてかかることが
なくなってきましたか？

- 1) なくなってきた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
どのような理由でそのように感じますか？

2-3. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだ
と
思いますか？

3-1. 周りの人が本人の思い（伝えたいこと）を聞いて
理解してくれるようになりましたか？

- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

3-2. (3-1で「なった」と答えた方について)
どのようなこと理解してくれるよう
になりましたか？

3-3. (3-1で「なった」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだ
と
思いますか？

4-1. 本人の思い（伝えたいこと）を
応援してくれる人ができましたか？

- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

4-2. (4-1で「できた」と答えた方について)
どのようなことを応援してくれるよう
になりましたか？

4-3. (4-1で「できた」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだ
と
思いますか？

MEMO

.....

You can be a Follower.



SDM-Japan
Japan Network of Supported Decision Making

一般社団法人

日本意思決定支援ネットワーク



[Phone call]
050-5534-4004



[Website]
<https://sdm-japan.net/>



[Email Address]
info@sdm-japan.net



[Office Address]
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学 人間系障害科学域
名川勝研究室 気付

2024年度 事業報告書分冊
意思決定フォロワーシステム運用マニュアル

発行者：名川 勝

発行期日：2025年3月31日

監 修：名川 勝・水島俊彦

Supported by
**日本財団**
THE NIPPON FOUNDATION

本書は、日本財団の2024年度助成金を受けて作成されました。